

豊かな自然との共生 水と緑の里かさま

笠間市環境基本計画

(案)

平成 20 年 1 月



R100

古紙配合率100%、白色度80%の再生紙を利用しています。

目次

第1章 笠間市環境基本計画とは？

1-1	計画策定の背景	1
1-2	計画の目的と役割	2
1-3	計画の位置づけ	2
1-4	計画の対象地域	3
1-5	計画の対象範囲	3
1-6	計画の対象期間	3
1-7	各主体の責務	4

第2章 笠間市の環境はどうなっているの？

2-1	環境基礎調査の概要	5
2-2	笠間市の環境の特徴と課題	6

第3章 笠間市が目指す将来の環境像は？

第4章 笠間市は何をするの？私たちは何をするの？

4-1	施策の体系	16
4-2	環境施策及び市民・事業者等の役割	18
自然環境	水辺	19
	農地・里山・森林	22
	生態系	25
	自然景観	27
快適環境	公園・緑地	29
	街並み	32
	歴史・文化	35
	暮らしのマナー・モラル	37

生活環境	大気環境.....	39
	水環境.....	41
	音環境.....	44
	土壌・地盤環境.....	47
	有害化学物質.....	49
	環境管理・公害防止.....	51
循環型社会	廃棄物.....	53
	資源・エネルギー.....	56
	水資源・水循環.....	58
	地球環境.....	60
パートナーシップ	環境教育・環境学習.....	64
	パートナーシップ.....	67

第5章 笠間市が力を入れる重点事業は？

5-1	重点事業の位置づけとねらい.....	70
5-2	重点的に取り組むテーマ.....	70
5-3	重点事業.....	71

第6章 計画の実現性を確保するために

6-1	計画の推進.....	85
6-2	計画の進行管理.....	88

資料	用語解説.....	89
----	-----------	----

本文中の は、巻末の「資料 用語解説」で解説をしている用語を示す。

第1章 「笠間市環境基本計画」とは？

1 - 1 計画策定の背景

都市・生活型公害の顕在化、地球規模の環境問題の深刻化

笠間市は、北西部に八溝山系に連なる山々、南西部に愛宕山が位置し、中央を流れる涸沼川に沿って農地や平地林が広がる豊かな自然に恵まれた静かで落ちつきのあるまちとして発展してきました。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受け、便利で豊かなものとなりましたが、その反面、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費型のライフスタイルの定着により、都市・生活型の公害が顕在化してきました。水辺や里山等の身近な自然の崩壊、河川や池沼の水質汚濁、廃棄物問題などは本市においても深刻化しつつあります。

また、地球温暖化やオゾン層破壊など、地球規模での環境問題も深刻化しており、実効性のある取組が求められています。

地域の特性や課題に即した実効性のある取組が必要

このような環境問題に対しては、地域の特性や課題を的確に捉え、これらに即した実効性のある取組を地域において主体的に取り組んでいくことが求められています。

一人ひとりの取組、長期的視野に立った取組が必要

現在の環境問題の原因の多くは、市民一人ひとりの日常生活や日々の事業活動に起因しており、その解決に向けては幅広い市民や事業者の参加が必要です。

現在の環境問題は地球規模の空間的な広がりや、将来世代にもわたる時間的な広がりをもっており、長期的視野に立った予防的な取組が求められています。

長期的な視点から総合的かつ計画的に環境保全を進めるための計画づくり

このような背景を踏まえ、平成18年3月に制定された笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するために、「笠間市環境基本計画」を策定するものです。

笠間市環境基本条例の基本理念

条例第121号 平成18年3月19日

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

1 - 2 計画の目的と役割

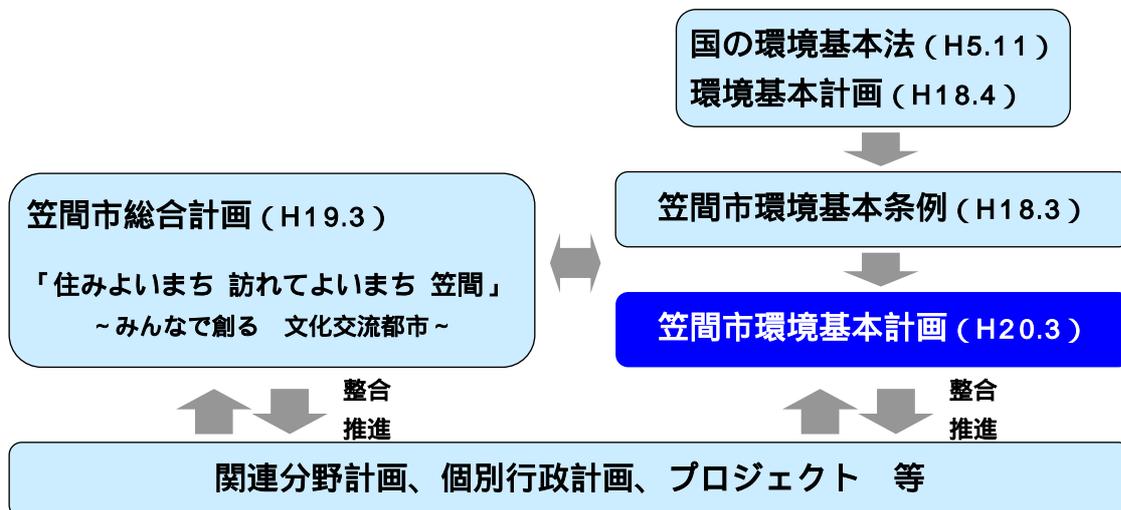
笠間市環境基本計画は、現在の本市の良好な環境を保全し、次代に継承していくためのプランです。主に次のような役割を担っています。

課題の提起	現在の笠間市の環境について、実態や課題を把握し、今後に向けた課題についての認識を深めるものです。
望ましい環境像	環境基本条例の理念を実現するため、市民や事業者、市が一体となって取り組むための目標を共有するものです。
施策の方向	笠間市の環境関連施策を長期的視点から総合的に推進するための施策の方向性を示すものです。
重点的取組	望ましい環境像の実現に向け、今後特に重点的に取り組んでいく事業（重点事業）を掲げるものです。
行動の指針	市民や事業者が環境に配慮した行動を自主的に考え、行動するための指針を示すものです。

1 - 3 計画の位置づけ

笠間市環境基本計画は、環境面において本市の最も基本となる計画です。

環境の保全及び創造に関して、他の個別計画の上位に位置付けられるものであり、長期的な観点から総合的、体系的に推進される必要があります。



1 - 4 計画の対象地域

本計画は笠間市全域を対象とします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や県、国及び地球全体も視野に入れた計画とします。

1 - 5 計画の対象範囲

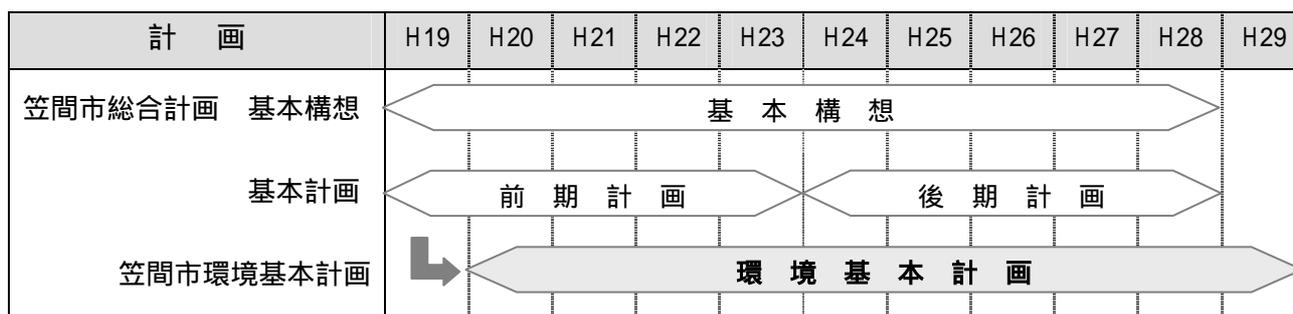
本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境に関するもの	水辺 / 農地・里山・森林 / 生態系 / 自然景観
快適な環境に関するもの	公園・緑地 / 街並み / 歴史・文化的環境 / 暮らしのマナーやモラル
生活環境に関するもの	大気環境 / 水環境 / 音環境 / 土壌・地盤環境 / 有害化学物質 / 環境管理・公害防止
地球環境や循環型社会の構築に関するもの	廃棄物 / 資源・エネルギー / 水資源・水循環 / 地球環境
環境保全活動や環境教育・環境学習に関するもの	環境教育・環境学習 / パートナーシップ

1 - 6 計画の対象期間

この計画の対象期間は、市の最上位計画である笠間市総合計画との整合を図り、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

なお、科学技術の進展や本市を取り巻く環境の変化、自然環境・生活環境に対する価値観の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



1 - 7 各主体の責務

1) 市民



- 日常生活における廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めます。
- 日常生活において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。

2) 事業者



- 事業活動を行う際は、公害を未然に防止し、自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じます。
- 自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることで、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理します。
- 自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めます。また、事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や役務等を利用します。
- 事業活動において環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力します。

3) 滞在者・来訪者



- 観光やレクリエーションなどの目的で本市に滞在する人は、環境負荷の低減や環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力します。

4) 市



- 市は、地域の環境の保全と創造に関する取組の推進役としての役割を踏まえ、環境基本計画を策定するとともに、計画で定められた環境施策を着実に実施します。

第2章 笠間市の環境はどうなっているの？

2 - 1 環境基礎調査の概要

笠間市の環境の特徴や課題を把握するため、平成18年度に実施した環境基礎調査において、以下のとおり既存文献調査や市民・事業者を対象としたアンケートを実施しました。

既存文献調査

既存の文献資料や統計資料等を調査・整理し、笠間市の環境の現況を把握しました。

市民・中学生・事業者への環境意識調査

市民や中学生・事業者を対象に、環境意識調査を行いました。

	市民	中学生	事業者
目的	市内で暮らす市民(若年世代の中学生を含む)の環境保全に対する考え方や今後の環境行政に望むことを明らかにし、計画に市民の意向や視点を反映させるため		市内で活動を営む事業者の環境保全に対する考え方や今後の環境行政に望むことを明らかにし、計画に事業者の意向や視点を反映させるため
調査方法 調査対象	<ul style="list-style-type: none">無作為抽出された市内在住の20歳以上の男女3000人を対象に郵送による配布・回収公民館等で来館者を対象に調査(462人)	市内の全中学校の2年生を対象として、学校を通じて直接配布・回収	市内で事業を展開している210事業所を対象に、郵送による配布・回収
調査時期	平成18年11月	平成18年11月	平成18年11月
回収結果	1,705人 (うち郵送による配布回収 1243人/回収率41.4%)	757人	119社 (回収率 56.6%)

2 - 2 笠間市の環境の特徴と課題

1) 自然環境

市の環境を特徴付ける豊かな水辺、緑と水のネットワークの形成

市域のほぼ中央部を貫流する涸沼川とそこに注ぐ多くの支流、点在する多くのため池、森のもたらす緑などが本市の豊かな自然環境を特徴付けています。

今後は、開発により自然が損なわれた地域について計画的に自然を再生し、整備していくとともに、緑と水のネットワークを形成することにより、水や緑に身近に親しめる場、貴重な動植物の生息の場として保全・活用していく必要があります。



涸沼川(吉原橋付近)



巴川

優れた自然風景地の保全に向けた風致地区 等の地域指定の推進

本市には、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな山並み、涸沼川などの水辺、平野部に広がる田園地帯、点在するため池など、優れた自然の風景地が随所に存在します。

これらを保全するために、風致地区や緑地環境保全地域等の指定を推進し、保全していく必要があります。



愛宕山



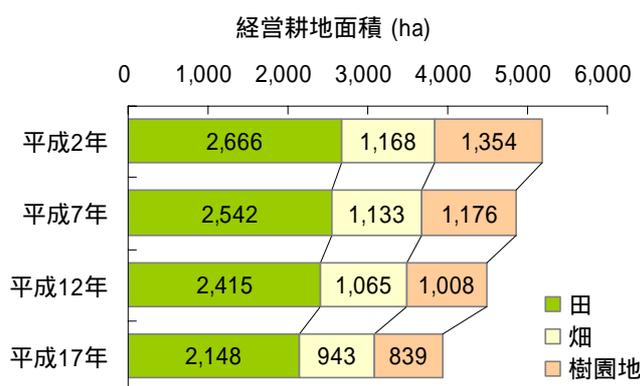
稲田緑地環境保全地域

市街化の進展に伴う田畑の減少、多様な公益的機能の低下

本市の土地利用の約3割を占める田畑が、市街化の進展や農家数の減少、高齢化等に伴い年々減少しています。担い手不足等により耕作放棄地も増えています。また、ほ場や水路等の整備など農業の近代化により、生産性は向上したが、生物がやや棲みにくい環境に変わってきています。

食糧生産のみならず、景観保全や様々な生物の生息の場といった多様な公益的機能を向上させるために、生態系を再生させ農地の保全・活用を図っていく必要があります。

経営耕地面積の減少



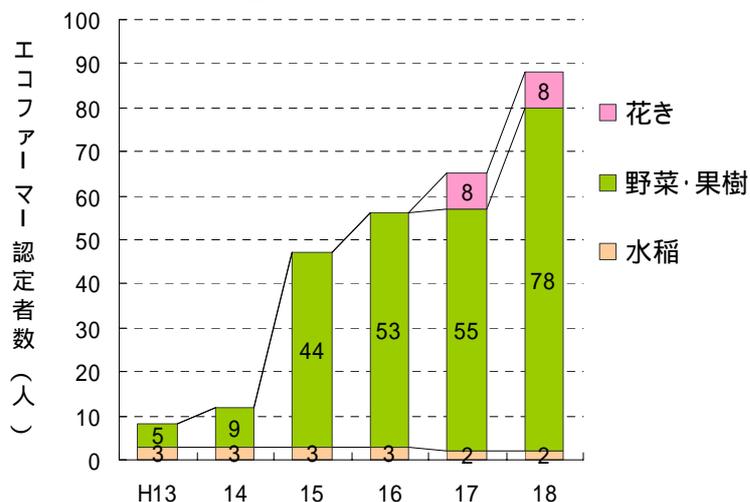
田園風景(矢野下付近より)

食の安全・安心志向に向けたエコファーマー 及び有機農業者の育成

近年の消費者の食に対する安全・安心、環境についての関心の高まりに合わせ、環境の保全と作物の生産性の調和を保ちながら持続的に行う環境保全型農業が盛んに行われています。これを実践する「エコファーマー」も年々増加しています。

引き続きこうした取組を支援し、着実に定着させていく必要があります。

エコファーマー認定数の推移



笠間クラインガルテンを中心としたグリーンツーリズムの振興

笠間クラインガルテンを中心に、誰もが笠間の自然や農業を気軽に楽しめる施設や環境を充実させ、グリーンツーリズムの振興を通じて美しい農業生産環境の維持・創出や交流拡大による農林業への理解促進、環境学習の場の創出などを図っていく必要があります。



笠間クラインガルテン



農産物直売所



2) 快適環境

地域の自然環境や歴史的環境との調和のとれた個性ある街並みの保全・創出

本市は、自然と歴史のなかで形づくられた個性ある3つの市街地(笠間、友部、岩間)や豊かで美しい自然・田園からなる空間を背景に、活力と新たな交流基盤となる高速道路網や拠点開発が着実に進んでいます。

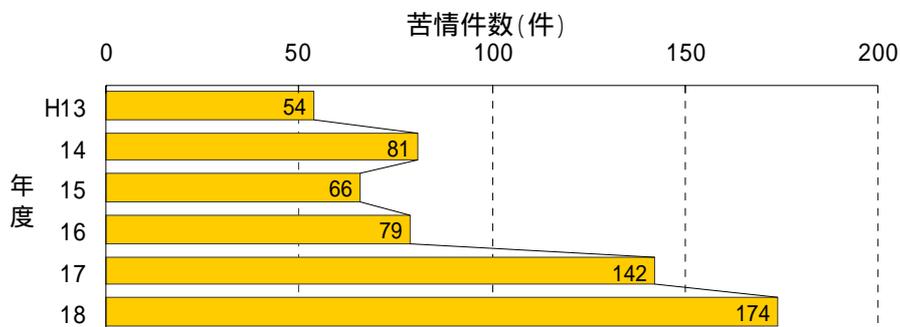
住環境や市街地の整備、生活や産業の拠点づくりなど、今後の市街地開発においては、笠間固有の自然環境や歴史的環境との共生を基本としながら、調和のとれた個性ある街並みを保全・創出していく必要があります。

不法投棄に対する監視体制の強化や規制的手法の適用

不法投棄は公害苦情の中でも件数が最も多く、年々増加する傾向にあります。

現状を見ると、啓蒙活動だけでは抑制効果に限界があるため、監視体制の強化や規制的手法の適用なども含め、適切に対処していく必要があります。

【参考】不法投棄に関する苦情の状況



不法投棄防止を呼びかける看板



山林に不法投棄された家庭ごみ

近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如

ごみのポイ捨て、ペットのふんの不始末、野焼きなど、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如に起因するこれらの問題は、市民の高い関心を集めています。

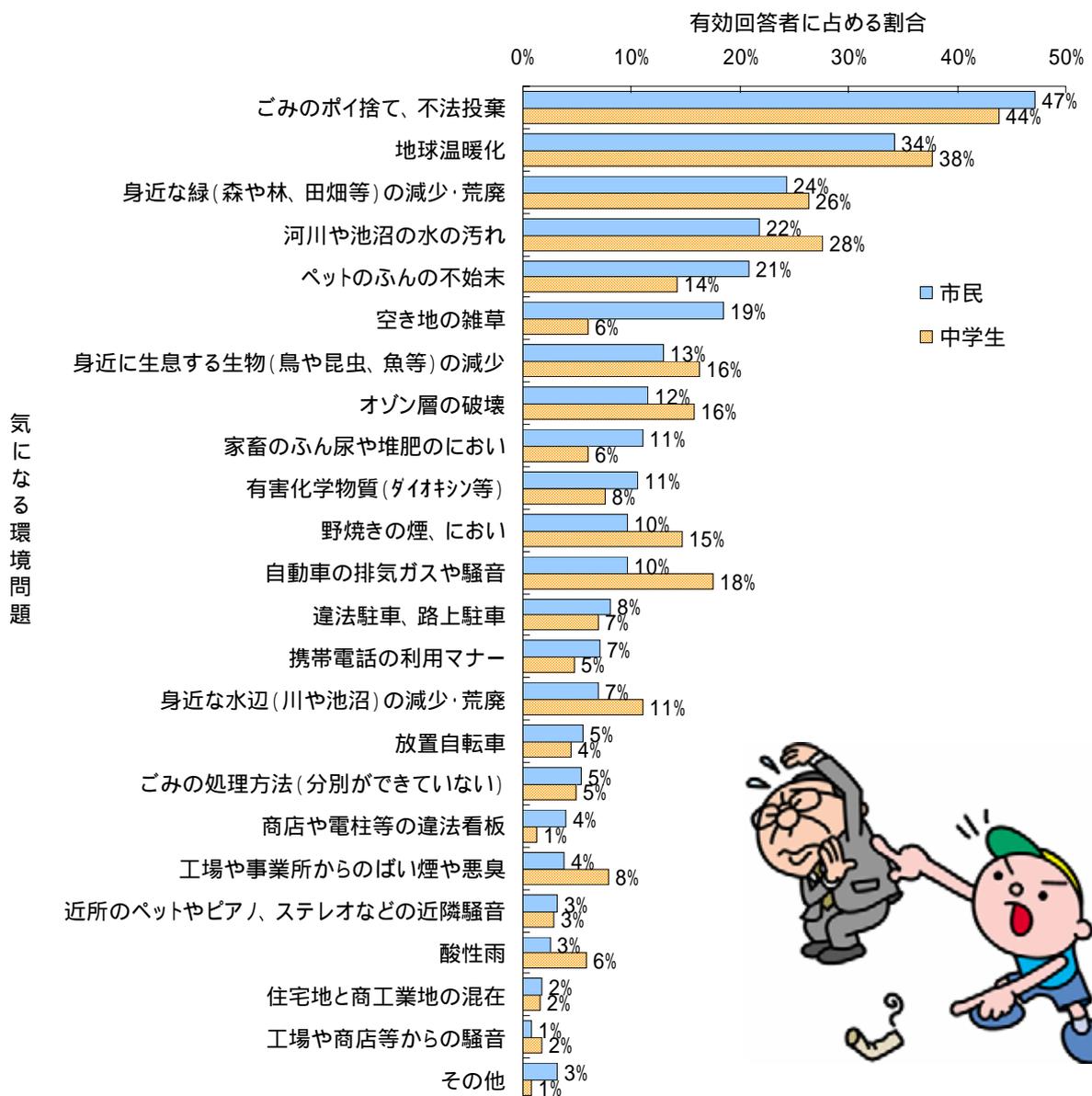
「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、規制的な手法を使いながら、ルールやマナーの周知徹底に努めていく必要があります。

【参考】笠間市の環境について(意向調査結果より)

問 現在、あなたが気になっている環境問題は何ですか。次の中からあてはまるものを3つまで選び印をつけてください。

市民【有効回答 1630人、無回答・無効 75人】

中学生【有効回答 742人、無回答・無効 15人】



3) 生活環境

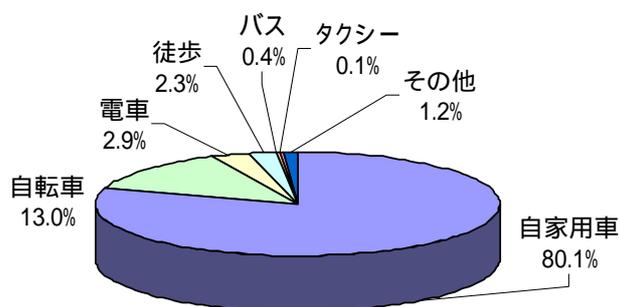
自動車に依存したライフスタイルの定着

自動車に依存したライフスタイルがほぼ定着しており、騒音等による沿道環境の悪化や地域の 대기環境への影響、温暖化など地球環境に対する影響が懸念されます。

短・中期的にはエコドライブ等の環境に配慮した自動車利用の促進を、長期的には自動車に依存したライフスタイルからの転換促進を重点的に進めていく必要があります。

笠間市における日常生活での主な移動手段

(意向調査結果より)



朝夕の駅の送迎などで自動車の往来のある友部駅前通り

野焼きに関する近隣に配慮したルールやマナーの周知徹底の必要性

近年、ダイオキシン対策等によりごみの野外焼却が禁止されています。

落ち葉や剪定枝等の焼き火など規制の対象外であっても、煙や臭いが近隣の迷惑になることがあります。野外焼却に関する苦情が市に多く寄せられています。

近隣に配慮したルールやマナーの周知徹底が必要です。



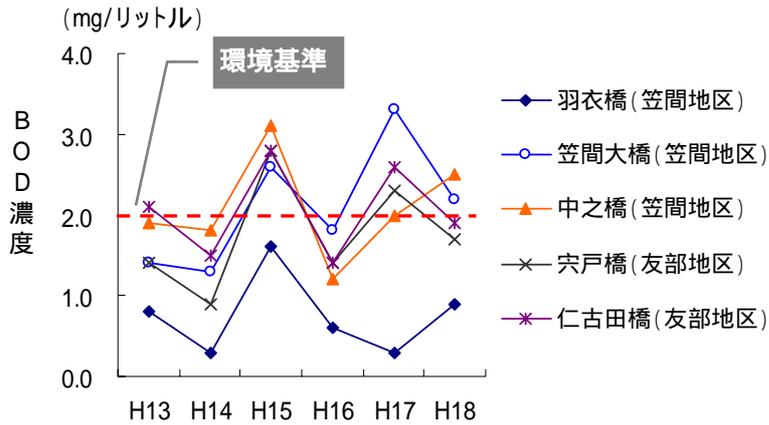
野外焼却は禁止です。(写真はイメージ)

生活雑排水対策による涸沼川の汚濁負荷低減の必要性

涸沼川は、水質汚濁の指標であるBOD が環境基準を超過しており、改善が必要です。

特に生活雑排水による汚濁負荷を低減するため、公共下水道や農業集落排水の整備、浄化槽の設置などを促進していく必要があります。

涸沼川の水質状況(BOD:生物化学的酸素要求量)



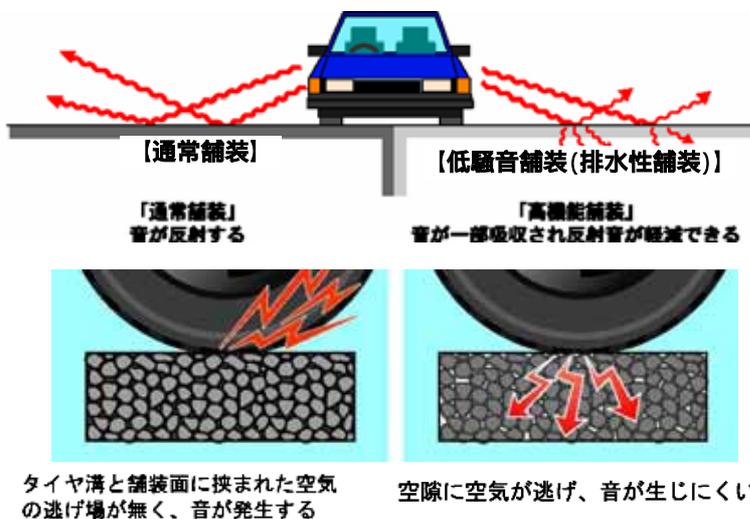
涸沼川(中之橋)

出典:環境保全課資料

国道50号沿道における騒音対策の必要性

市内を通過する国道50号の沿道では、道路交通騒音が環境基準のみならず、要請限度を超過している地点もあることから、沿道の良好な住環境を保全するため、必要に応じて低騒音舗装(排水性舗装)などの対策を道路管理者に要請していく必要があります。

[参考]低騒音舗装(排水性舗装)の概要



自動車交通量の多い国道50号(金井付近)

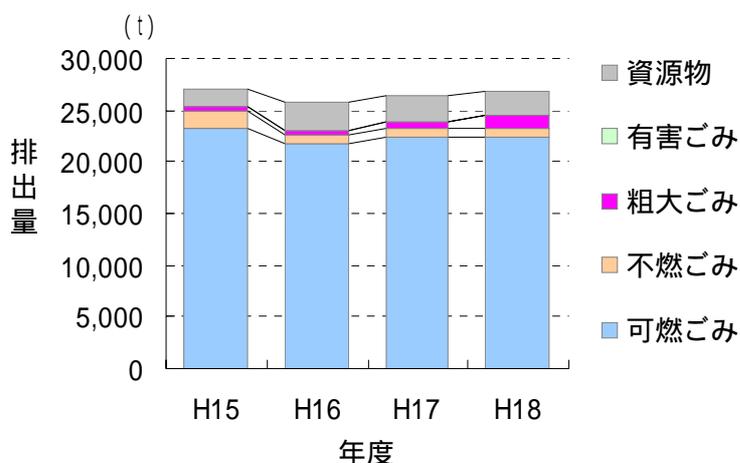
4) 循環型社会・地球環境

市民や事業者と協力・連携した3Rの取組推進の必要性

ごみの減量化(Reduce)や再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)などの3Rの取組は、最終処分場のひっ迫や、資源の枯渇、地球温暖化問題など、直面する多くの環境問題に共通する解決策の一つです。

3Rは市民や事業者が主体的に取り組むことができることから、今後も市民や事業者との協力・連携のもと一層の取組推進が必要です。

一般廃棄物の排出量の状況



地球温暖化防止に向けた個人や地域でできる取組の必要性

気温の上昇や異常気象の増加、動植物への影響など、地球温暖化の影響と考えられる現象がいたるところで顕在化しています。

地球温暖化防止は人類共通の重要な課題であり、その防止に向け、日常生活における省エネの徹底や省エネ型製品の普及促進、燃費効率のよい自動車利用、環境負荷の少ない事業活動の促進など、まずは個人や地域でできることから積極的に取り組む必要があります。



5) 環境教育・環境学習

環境教育・環境学習に関する長期的・総合的な視点からの取組の必要性

現在は、環境保全に熱心な市民団体の方々の協力を得ながら、環境教育・環境学習が実施されています。

今後、より一層展開していくためには、指導者や講師となれる地域に根ざした人材を育成し、積極的に活用していく必要があります。

また長期的かつ総合的な視点から、計画的に取り組んでいく必要があります。



自然観察会



涸沼川探検隊

市内の環境に関する資料や情報提供体制の整備・充実

児童・生徒や市民の地域に根ざした主体的な環境学習を促すために、市内の環境に関する資料や情報を提供する体制の整備・充実が必要です。



環境コーナー(環境センター)



エコフロンティアかさま内の環境学習施設

第3章 笠間市が目指す将来の環境像は？

市民、事業者、滞在者そして市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境のイメージを描き、それらを共有化することが重要です。

そこで、本計画で目指す笠間市の将来の望ましい環境像を以下のように決めました。

豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま

豊かな自然との共生

環境基本条例の基本理念を受け、人間も生態系の一部として一人ひとりが恵まれた自然の営みから様々な恩恵を受けていることを認識し、暮らしや産業活動と自然が健全に共生する社会を表しています。

水と緑の里

私たちのふるさと笠間の環境を代表するイメージです。

市域のほぼ中央部を貫流する涸沼川をはじめとした中小河川、点在するため池や湖沼、樹林や農地、谷津田などがそれぞれに結びついて水と緑のネットワークを形成し、健全な生態系が構成されている姿を表現しています。



紅葉が湖面に映える新池(北山)



巴川源流の森



市のほぼ中央を貫流する涸沼川



吾国愛宕県立自然公園(本戸付近)

第4章 笠間市は何をするの？ 私たちは何をするの？

4 - 1 施策の体系

望ましい環境像を実現するために、対象とする環境の範囲を体系的に整理・分類し、各環境要素について環境目標を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向け、施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。



豊かな自然との共生 水と緑の里かさま

	< 環境要素 >	< 環境目標 >
自然環境の 保全と創造	水 辺	潤いある水辺を保全・創造します
	農地・里山・森林	農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します
	生態系	健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保します
	自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
快適環境の 保全と創造	公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します
	街並み	自然と文化と調和した街並みを保全・形成します
	歴史・文化	郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します
	暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちをつくります
生活環境の 保全	大気環境	良好な大気環境を維持・保全します
	水環境	水環境を保全します
	音環境	騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します
	土壌・地盤環境	健全な土壌・地盤環境を保全します
	有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
	環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
循環型社会の構築 地球環境への貢献	廃棄物	ごみを減量し、リサイクルを推進します
	資源・エネルギー	資源・エネルギーの有効利用を推進します
	水資源・水循環	水を大切にし、安定した水資源を確保します
	地球環境	地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します
パートナーシップによる 環境まちづくりの推進	環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
	パートナーシップ	各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

4 - 2 環境施策及び市民・事業者等の役割

次頁以降では、各環境要素について以下に示す内容を整理しています。

環境目標

各環境要素において施策や取組の推進により目指す基本的な目標を定めています。

現況と課題

今後実施すべき施策や取組の立案にあたり、現状における環境の特徴や課題を整理しています。

施策展開の方向性

環境目標の実現に向け、実施すべき施策の基本的な考え方や方針を整理しています。

環境施策と市民・事業者の役割

施策展開の方向性に基づき、施策の柱となる主要施策を立案すると共に、その具体的手段として行政が実施する行動内容を整理しています。行政施策については、計画策定後の実施責任の所在を明確化するために担当課を併記しています。

また、パートナーシップによる環境保全を一層進めていくため、行政が実施する施策に対しては、市民や事業者の果たすべき役割を合わせて整理しています。

水辺

環境目標

潤いのある水辺を保全・創造します。

現況と課題

本市の中央には涸沼川が貫流しているほか、そこに注ぐ多くの支流や点在するため池、湖沼など、本市は多くの水辺に恵まれています。

河川の持つ水質浄化機能等を見逃した河川整備により、水質の悪化や豊かな自然が損なわれるなどの影響が見られます。

良好な水辺を保全し緑と水のネットワークを形成することにより、市民が身近な自然とのふれあう場、憩いの場としてまた貴重な動植物の生息の場として、保全・活用していくことが望まれます。

施策展開の方向性

自然豊かな水辺を保全していくため、河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減します。

河川やため池、農業用水路を市民の身近な親水空間として整備し、適正に維持管理することで、生態系を維持します。

自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、水辺の保全意識の普及啓発を図ります。



休耕田を活用してつくられたピオトープ
「天神の里」



水ウォッチング

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
良好な水辺の保全	河川やため池、谷津田など豊かな自然が残されている水辺を保全します。	環境保全課 農村整備課	良好な水辺環境の維持管理に協力します。	良好な水辺環境の維持管理に協力します。
親水空間の整備	河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。 重点事業1.2	環境保全課 農村整備課 学務課 道路整備課	ビオトープの検討や整備に参加・協力します。また、維持管理に協力します。	
	河川や池沼の整備にあわせて、散策路や憩いの場を整備し、だれもが安心して水に親しめる水辺づくりを推進します。	農村整備課 道路整備課 環境保全課	親水空間の整備に参加・協力します。	
	河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。 重点事業1.2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
	河川や池沼等の整備において、水質浄化作用のある自然植生を保全します。また新規整備に際しては、地域の生態系に配慮し、ヨシ等の湿生植物を積極的に活用します。 重点事業1.2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、自然植生を破壊しないよう、十分注意します。 環境に配慮した工法を積極的に採用します。
	堤防敷を利用したサイクリングロード(自転車道)の整備を検討します。	都市建設課 道路整備課	サイクリングロードの整備に関する検討に参加・協力します。	
	環境や自然をテーマとした環境学習機会の提供やキャンプ等の体験交流活動を通じ、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚に努めます。	環境保全課 生涯学習課	水辺環境調査やキャンプ等の自然体験交流活動に参加し、水辺環境の保全意識を養います。	
水辺の保全意識の高揚	クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等が連携し、水質浄化に努めます。	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等で行っている水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等で行っている水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
河川や ため池等の 施設の管理	河川やため池等の点検を適宜実施し、老朽箇所など水辺の危険箇所の把握に努め、保全管理を推進します。	農村整備課 道路整備課	危険な箇所や破損している施設などを見かけた場合は、速やかに市に連絡します。	
	親水機能に配慮した池沼や水路を整備し、レクリエーション空間(余暇・娯楽活動のための空間)として活用するなど、田園空間の多面的な活用を図ります。 <u>重点事業1.2</u>	農村整備課	田園地域における親水空間の整備に参加・協力します。	農業従事者は、田園地域における親水空間の整備に参加・協力します。

農地・里山・森林

環境目標

農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

現況と課題

市街化の進展や農家数の減少、担い手の高齢化等により田畑が年々減少しています。

ほ場・水路等の整備など、農業の近代化とともに生産性が向上した反面、生物がやや棲みにくい環境に変わってきています。

景観保全や多様な生物の生息の場といった農地の多面的機能にも着目し、保全・活用を図っていく必要があります。

市内では、環境保全型農業を実践する「エコファーマー」が年々増加しています。引き続きこうした取組を支援し、着実に定着させていく必要があります。

笠間クラインガルテンを中心に、誰もが笠間の自然や農業を気軽に楽しめる施設や環境の充実を図り、グリーンツーリズムの振興を通じて美しい農業生産環境の維持・創出や交流拡大による農林業への理解促進、環境学習の場の創出などを図っていくことが望まれます。

施策展開の方向性

地域の公益的機能を果たす農地や森林を保全するため、農村振興総合整備事業を活用し、優良農地の保全や農村生活環境の整備を総合的に推進します。

良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境を整備することにより、地域の活性化を図ります。

環境に配慮した農業を振興するため、減農薬・減化学肥料、有機栽培などを推進するとともに、家畜排泄物の堆肥化施設の整備を支援します。

稲わら、籾殻、木くず、家畜排泄物など、地域から排出されるバイオマス資源の利活用を検討します。



農作業風景



山並みを背景とした水田風景

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
農地・田園景観の保全・活用	農林業振興基本計画に基づき、優良農地の保全と遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図ります。	農政課 農業委員会	土地所有者は、優良農地の保全対策の推進に参加・協力します。	農業従事者・土地所有者は、優良農地の保全対策の推進に参加・協力します。
	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を推進します。	農政課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
	遊休農地等を活用し、市民が「農」にふれあえる市民農園の整備・充実を図ります。	農政課 農村整備課	市民農園や体験交流施設の整備に参加・協力します。	農業従事者は、市民農園や体験交流施設の整備に協力します。
	遊休農地等に花を植え、観光資源として活用します。	農政課 農村整備課		
農業集落地域の整備、活性化	農村振興総合整備事業を活用し、農業集落排水や集落内道路、農村公園等の整備を推進し、快適な農村生活環境の創出に努めます。	農村整備課 下水道課		農業従事者は、農業集落排水や集落内道路、農村公園等の整備に参加・協力します。
	ほ場、農道、かんがい排水等の農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備にあたっては、地域の自然や生態系等に配慮します。	農村整備課 農政課		農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備に際しては、周辺自然環境を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。
環境保全型農業の推進	関係機関と連携し、有機栽培や減農薬栽培に取り組む農家を支援し、エコファーマーの育成に努めます。	農政課		農業従事者は、減農薬・有機栽培など環境に配慮した農業を実践します。
	イベント等において特別栽培農作物をはじめ環境に配慮した農業の取組を積極的にPRするなど、地域的な環境保全型農業を促進します。	農政課	減農薬・有機栽培などの環境に配慮した農作物を優先的に購入します。	
	空中防除の際にはラジコンヘリコプターを利用し、薬品の飛散を最小限にします。	農政課		農業従事者は、空中防除の際には薬品の飛散が最小限になるよう努めます。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	稲わら・籾殻・家畜排泄物・木くずなど地域のバイオマス資源の利活用を検討します。	農政課 企画政策課	地域で作られた堆肥を積極的に利用します。	農業従事者は、農作物残渣や家畜排泄物などの有効利用に努めます。
地産地消の推進	観光地やイベントにおいて、地場農産物の消費拡大に向けたPR活動を実施します。	商工観光課 農政課	地産地消に努めます。	農業従事者は、市とともに地場農産物の消費拡大に向けたPR活動を実施します。
	学校給食への地場農産物の提供を拡大し、地産地消を推進します。	農政課 学務課		
グリーンツーリズムの推進	良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境の整備に努めます。	農政課 商工観光課		農業従事者は、グリーンツーリズムの推進に協力します。
	農業振興と地域振興の機能をあわせ持つ笠間クラインガルテンの更なる充実を図ります。	農政課		
	ブドウやリンゴ、イチゴなどの観光摘み取り園やオーナー制度など、地場農産物の観光資源化を推進します。	農政課 商工観光課		
森林の育成・活用	森林のもつ水源かん養機能や国土保全機能を維持するため、森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進し、健全で豊かな森林の保全に努めます。	農村整備課		林業従事者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。
	森林の持つ多様な公益的機能を維持するため、森林所有者への意識啓発を図ります。	農村整備課	森林所有者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。	
	市民・事業者の協力のもと、里山づくり・森づくりに努めます。	農村整備課	市が行う森林・里山整備に協力します。	市が行う森林・里山整備に協力します。
	公的施設などの整備において、地場産材の利用を促進します。また情報提供等により、住宅等民間施設整備における地場産材の利用を支援します。	農村整備課	住宅建築時には、地場産材の利用に努めます。	施設建築時には、地場産材の利用に努めます。
	環境教育や健康づくりなどへの森林環境の活用を検討します。	農村整備課	森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。	森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

生態系

環境目標

健全な生態系を維持し、生物の多様性を確保します

現況と課題

本市は暖地性植物の分布北限に近い地域で、植物地理学的にも注目されています。また丘陵地から平地にかけて、ため池、谷地、湿地、湧水が多く存在するため、それらを生息適地とする動物相が見られることが特徴です。

近年、農地の基盤整備や宅地などの開発が進み、平地林、草原、ため池、湿地などの減少が進んでいるため、本市に残る貴重な動植物の生息域を適切に保全する必要があります。

施策展開の方向性

地域の生態系を維持するため、市全域における動植物の生息状況を把握し、開発事業に際しては、対象地域の生態系の特性に応じた保全対策を検討します。

多様な生物が生息できる環境を確保するため、河川やため池、休耕田等の一部を利用します。さらにビオトープの保全・再生を図るとともに、その維持のため、市民や訪問者に対し、自然と共生するためのマナー向上の啓発を行います。



国の天然記念物 ヒメハルゼミ



仏頂山のシラカシ

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地域の生態系の把握	市に生育・生息する動植物、生態系に関する調査を継続的に実施します。 重点事業1.1	環境保全課 生涯学習課	市が行う野生生物の調査に参加・協力します。	
	自然環境調査結果を公表し、市民に提供します。また環境教育資料として整理します。 重点事業1.1	環境保全課 生涯学習課	環境調査結果を、地域学習教材として活用します。	
開発に際しての生態系への配慮	開発行為や造成工事にあたっては、地域の自然環境、生態系に配慮した工法を採用するよう、事業者への指導を徹底します。 重点事業1.2	環境保全課 道路整備課 都市計画課		開発行為や造成工事にあたっては、地域の自然に配慮した工法の採用に努めます。
	河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に係る機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。(再掲) 重点事業1.2	農村整備課 道路整備課 環境保全課		河川等の整備に際しては、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。
ビオトープの保全・再生	河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。(再掲)	環境保全課 農村整備課 学務課	ビオトープの検討や整備に参加・協力します。また、維持管理に協力します。	
自然とのふれあいにおけるマナーの向上・自然保護意識の高揚	生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の流入防止のため、市民に対し周知啓発に努めます。	環境保全課	生態系に影響を及ぼす恐れのある外来種を持ち込んだり、放流をしません。	
	ごみの持ち帰りや自然植生等の保護など、自然と共生する上でのマナーの向上について、看板やパンフレット等を用いて普及啓発に努めます。	環境保全課	自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。	環境保全課	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。

自然景観

環境目標

美しい自然景観・田園景観を保全・創造します

現況と課題

本市は、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯などの緑豊かな山並み、涸沼川などの水辺、平野部に広がる水田地帯、点在するため池など、優れた自然の風景地が随所に存在します。

これらの風景地を保全・保護するために、景観計画の策定や風致地区や緑地環境保全地域等の地域指定を推進し、保全していくことが望まれます。

施策展開の方向性

市の自然風景地を保全し、自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。

特に維持保全が必要な区域については、緑地保全地区や風致地区等の地域指定を行い、開発等の適正な規制・誘導を図ります。

自然公園として、適切に保全・活用することで、地域の環境資源を保全します。



北山公園 白鳥湖



吾国山

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
景観計画の策定	自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。	都市計画課	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく景観形成に協力します。	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく景観形成に協力します。
自然景観の保全・充実	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を促進します。(再掲)	農政課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
	市の自然風景地を保全・保護するための地域指定(緑地保全地区や風致地区等)を行い、開発等の適正な規制・誘導を図ります。	都市計画課		
	河川やため池など、水と緑の資源を活かした景観形成を図ります。	都市計画課 農村整備課	景観保全対策に協力します。	
	開発者との協議・連携により、開発事業時に景観保全対策を実施します。	都市計画課	景観保全対策に協力します。	開発事業時に景観保全対策を実施します。
	市民団体と連携し、自然や景観に関する学習活動やイベントを実施します。	環境保全課 市民活動課	自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。	自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。
自然公園の保全・活用	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。(再掲)	環境保全課	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。	自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
	笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進します。	環境保全課 商工観光課	自然環境を生かした公園づくりに参加・協力します。	自然環境を生かした公園づくりに参加・協力します。
	自然公園における園内施設、レクリエーション施設の整備・保全及び観光施設やハイキングコース等の美化に努めます。	商工観光課	公園等の美化活動に協力します。	公園等の美化活動に協力します。

公園・緑地

環境目標

潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

現況と課題

本市には、芸術の森公園や総合公園、北山公園、つつじ公園、運動公園などの多種多様な公園が整備されており、観光やスポーツなどを通したさまざまな交流の場として、多くの市民や来訪者に親しまれています。また子どもたちが安心して遊べる身近な公園・緑地の整備が求められています。

市街地の緑化を図るため、花いっぱい運動や公共施設敷地内の緑化を推進しています。

緑豊かなまちづくりを進めるためには、市民や事業者の緑化意識を高め、協働による緑地の維持管理を進める必要があります。

施策展開の方向性

市民に潤いと安らぎを与える緑地を保全・創造するため、緑の基本計画の策定や風致地区の指定など、計画的な手法を用いて緑地を保全・整備します。

公園については、都市計画マスタープランに基づき、身近に利用できる都市公園の整備を計画的に推進するほか、芸術の森公園、北山公園、愛宕山周辺など既存公園の整備・充実を図ります。

市街地においては、市民との協働による緑化運動の促進や公共施設や道路の緑化推進、生垣の設置奨励などにより緑化を推進します。



笠間芸術の森公園



笠間つつじ公園

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
都市公園の整備	市民が自然とふれあう憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場および災害時の避難場所としての機能を持つ公園の整備を推進します。	都市計画課 スポーツ振興課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。
	市全体の公園配置計画を検討するとともに、街区公園等の住区基幹公園の整備を推進します。	都市計画課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。
既存公園の保全・活用	芸術の森公園、北山公園、佐白山、愛宕山周辺など、既存の観光資源について、駐車場やトイレなど附帯施設の整備を推進するなど、周辺環境の充実を図ります。	都市計画課 商工観光課		
計画的な緑地の保全・整備	市内に残存する社寺林や緑地等を保全するため、風致地区等の指定を推進します。	都市計画課	土地所有者は、市が行う風致地区の指定等に協力します。	土地所有者は、市が行う風致地区の指定等に協力します。
	住宅地周辺に残されている屋敷林や平地林について、保存樹の指定など、平地林の保全に努めます。	都市計画課 生涯学習課 農村整備課	土地所有者は、市が行う平地林の保全に協力します。	土地所有者は、市が行う平地林の保全に協力します。
	公園の整備計画や緑地保全、住宅地緑化などの指針となる「緑の基本計画」の策定を検討します。	都市計画課	「緑の基本計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく緑化を実践します。	「緑の基本計画」策定の検討過程に参加・協力するとともに、計画に基づく緑化を実践します。
市街地の緑化の推進	地区計画制度や建築協定、緑地協定等の制度を活用し、緑豊かな住宅地の景観形成を促進します。	都市計画課	緑豊かな住宅地の景観形成に協力します。	周辺環境と調和した敷地内の緑化に努めます。
	苗の提供や顕彰制度の充実などにより、花いっぱい運動を推進します。	生涯学習課	花いっぱい運動に参加・協力します。	花いっぱい運動に参加・協力します。
	住宅地における生垣の設置や工場等の敷地内緑化を推奨します。	都市計画課	生垣の設置・充実に努めます。	周辺環境と調和した敷地内の緑化に努めます。
	空き地の適正管理を指導します。	環境保全課	土地所有者は、空き地の適正管理に努めます。	
	地域住民の協力のもと、社寺林や屋敷林、里山などの保全に努めます。	都市計画課 農村整備課	社寺林や屋敷林、里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。	里山などの維持管理及び保全に参加・協力します。
	市民に潤いと安らぎを与える緑豊かなまちづくりを目指し、都市緑化祭を開催します。	都市計画課	都市緑化祭に参加・協力します。	都市緑化祭に参加・協力します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
公共空間の緑化の推進	公共施設敷地内の緑化を推進します。	各施設担当課 管財課		
	沿道緑化を推進します。街路樹の植栽については地域住民の意見を取り入れます。	都市計画課 道路整備課	街路樹などの植栽に関する検討に参加・協力するとともに、その維持管理(落ち葉の清掃、里親制度の参加等)に協力します。	街路樹などの維持管理(落ち葉の清掃等里親制度の参加等)に協力します。
みどりのまちづくりを支える体制づくり	公園を利用する市民等と行政との協働による公園管理体制の充実に努めます。	都市計画課 商工観光課	公園ボランティアとして公園の維持管理(美化、緑化活動)に参加・協力します。	公園の維持管理(美化、緑化活動)に参加・協力します。
	市民による身近な公園づくりや緑化推進の取組に関する研究会の組織化を検討します。	都市計画課	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。	公園づくりや緑化推進に関する検討に参加・協力します。

街並み

環境目標

自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

現況と課題

本市は、自然と歴史のなかで形づくられた個性ある3つの市街地と豊かで美しい自然・田園といった「街」、「里」、「森」で構成されています。

景観地区の指定や地区計画制度の推進などにより、無秩序な市街地開発を抑制し、地域の自然環境や歴史的環境、都市機能が調和した個性ある街並みを保全・創出していくことが望まれます。

施策展開の方向性

自然と文化とが調和した街並みを保全形成するため、都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用を推進します。

景観計画を策定し、街並みを損ねる屋外広告物等の規制・撤去を行うなど、景観に配慮したまちづくりを市民参加により推進します。

快適な市街地・集落地の形成とともに、市域に存在する観光資源を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発により、歴史的景観資源の保全と活用を図ります。



街路樹の整備された道路



調和のとれた街並み(松山南団地)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの各個別計画に基づき、都市計画の総合的な推進、農地の有効活用など、保全と開発の調和のとれた計画的な土地利用を推進します。	都市計画課 農政課	土地利用に関する計画の検討に参加・協力します。住宅建築時など、適正な土地利用に努めます。	開発や工場立地に際しては、市の土地利用構想に従います。
	用途地域外で宅地化が進行している地区においては、特定用途制限地域などを適用し、適正な土地利用規制・誘導を検討します。	都市計画課	良好な居住環境形成のために市が行う土地利用誘導施策の主旨を理解し、協力します。	
快適な市街地・集落地の形成	自然環境や景観との調和を図りながら、地区特性に応じた良好な魅力ある市街地整備を推進します。	都市計画課	魅力ある市街地形成のために市が行う誘導施策の趣旨を理解し、協力します。	魅力ある市街地形成のために市が行う誘導施策の趣旨を理解し、協力します。
	安全で快適な市街地や集落地を形成するため、地区計画制度やまちづくり条例等の導入を検討します。	都市計画課	地区計画制度やまちづくり条例の検討に参加・協力します。	地区計画制度やまちづくり条例の検討に参加・協力します。
	市街地においては、中心市街地活性化法等に基づき、関係団体と連携して新たな活性化事業を推進します。	都市計画課 商工観光課		市が行う市街地活性化事業に参加・協力します。
	空き店舗の利活用方法について検討します。	都市計画課 商工観光課		
	畜産試験場跡地及び周辺について、県とともに利活用策を検討します。	企画政策課	畜産試験場の跡地利用について関心を持ち、検討に参加します。	畜産試験場の跡地利用について関心を持ち、検討に参加します。
景観に配慮したまちづくりの推進	自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、景観計画を策定します。(再掲)	都市計画課	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力します。	「景観計画」策定の検討過程に参加・協力します。
	地区計画制度や建築協定、緑地協定等の制度を活用し、緑の街並みづくりを促進します。	都市計画課	生垣を設置するなど、緑の街並みづくりに努めます。	敷地内の緑化に努め、周辺環境と調和した緑豊かな景観形成に努めます。
	県景観形成条例を適正に運用し、大規模建築物については、景観に配慮した設計となるよう指導します。	都市計画課		大規模建築物等を建てる際は景観に配慮して設計します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	屋外広告物については、街並みを損ねることがないように適正な規制・誘導を図るとともに、街の美観を損ねる違法看板の撤去に努めます。	都市計画課	市が行う違法看板の撤去に協力します。	屋外広告物は街並みを損ねることがないように、適正な場所に設置します。 まちの美観を損ねる捨て看板などを設置しません。
	農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全する農村景観保全整備を促進します。(再掲)	農政課 農村整備課	農村景観保全整備に参加・協力します。	農業従事者は、農村景観保全整備に参加・協力します。
歴史的景観資源の保全と活用	市内に残る多くの寺社や歴史的建造物を結ぶ回遊性の高い観光ルートの開発に努めます。	商工観光課 生涯学習課	寺社や歴史的建造物の所有者は、観光ルートの開発に協力します。	
	国道50号や国道355号における伝統的な工芸の道としての景観づくりなど、地域の特性に応じて主要な道路の沿道景観を整備します。	都市建設課 道路整備課 商工観光課	沿道景観整備に参加・協力します。	沿道景観整備に参加・協力します。

歴史・文化

環境目標

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

現況と課題

市内には、笠間芸術の森公園をはじめ、笠間工芸の丘、茨城県陶芸美術館、笠間日動美術館など数多くの文化施設があり、歴史・文化を学ぶ市民活動も積極的に展開されています。

国、県、市指定の文化財も数多く存在し、保護意識の啓発とそのパトロールが行われています。

今後もこうした歴史文化遺産を保全・継承するとともに、市民をはじめ多くの人々が笠間の文化に親しめる環境を整備することが求められています。

施策展開の方向性

郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承するため、文化財調査を推進するとともに、文化財保護意識の啓発に努めます。

歴史民俗資料館や郷土資料館などの整備を進め、文化財を公開展示し、学習活動に活用します。

伝統・芸術・文化の保存や継承のため、個人や各種文化団体の文化芸術活動への支援を行うとともに、文化交流を推進するイベントを開催し市民の文化活動への参加の機運を高め、地域文化の振興を図ります。



稲田禅房のお葉つきイチョウ
(県指定天然記念物)



本戸の大楓(市指定天然記念物)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
文化財調査の推進	歴史的に価値のある文化財の調査研究を進め、文化財の指定に努めます。	生涯学習課		
	埋蔵文化財が適切に保全・活用されるよう、包蔵地の調査や開発などに関する専門職員の配置を検討し、試掘調査や発掘調査の体制の確立に努めます。	生涯学習課	指定文化財や埋蔵文化財の調査に協力します。	指定文化財や埋蔵文化財の調査に協力します。
	民具など、民俗文化財の調査、収集に努めます。	生涯学習課	民具を提供するなど、民俗文化財の調査、収集に協力します。	
文化財の保護・活用	文化財に対する保護意識を高めるため、市の文化財を公開展示し、公民館講座や学校教育における郷土の歴史や文化の学習等に活用します。	生涯学習課	文化財に対する理解を深め、保護意識を持ちます。	
	笠間地区、友部地区、岩間地区の歴史を後世に継承していくため、笠間市史の編さん、普及版の作成に取り組み、郷土意識の高揚を図ります。	生涯学習課		
資料館等の整備・充実	公文書を含む歴史資料等の収集・保存・活用を図るため、学芸員の配置を検討します。	生涯学習課		
	貴重な文化財の適切な保護と活用のため、歴史民俗資料館の充実や郷土資料館(博物館)などの整備を検討します。	生涯学習課	資料の調査や収集に協力します。	資料の調査や収集に協力します。
市民文化活動の支援	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促していくため、各種文化団体の活動を支援し、ネットワークの形成に努めます。	生涯学習課	地域の文化財や伝統芸能に対する理解を深め、その保全に参加・協力します。	地域の文化財や伝統芸能に対する理解を深め、その保全に参加・協力します。
	市民文化祭の充実を図ります。	生涯学習課	市民文化祭に参加・協力します。	市民文化祭に参加・協力します。
芸術・文化事業の推進	学校や企業等と連携しながら、世代間、地域間などの文化交流を推進します。	生涯学習課 学務課		
芸術・文化施設等の整備	既存の文化施設などの適切な維持・管理と有効活用を図ります。	生涯学習課 各施設担当課		
	既存の文化施設などを活用した連携事業に取り組みます。	生涯学習課 商工観光課		

暮らしのマナー・モラル

環境目標

誰もが快適に暮らせるまちをつくります

現況と課題

ペットのふんの不始末や野焼き、ポイ捨てなど、近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如に起因するこれらの問題は、市民にとって最も関心の高い環境問題の一つです。「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、場合によっては規制的な手法も使いながら、ルールへの順守やマナーの向上に努めていく必要があります。

不法投棄は公害苦情の中でも件数が最も多く、年々増加する傾向にあります。現状を見ると、啓蒙活動だけでは効果に限界があるため、監視体制の強化や規制的手法の適用なども含め、適切に対処していく必要があります。

施策展開の方向性

誰もが快適に暮らせるまちづくりのため、「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、ペットの飼育方法や野焼きなど近隣に配慮した暮らしのルールやマナーを周知徹底します。

不法投棄に対しては、市民との協働によるパトロールの実施など監視体制の強化し、早期発見・防止に努めます。

市民に対しては、道路や河川、排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への参加促進を図ります。



ポイ捨て防止を呼びかける看板



山林に不法投棄された廃タイヤ

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
近隣に配慮したマナーやルールの普及	「笠間市すみよい環境条例」を適切に運用し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図ります。	環境保全課	条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。	条例の主旨を理解し、ごみのない清潔で美しいまちづくりに参加・協力します。
	ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーについて、広報やパンフレットを通じて普及啓発に努めます。	環境保全課	ペットの適切な飼育方法等のルールやマナーを順守します。	
	野焼きなど、近隣に配慮し迷惑をかけるための暮らしや事業活動におけるルールやマナーについて、地域における各種講習会の開催や広報やチラシ等を用いて普及啓発に努めます。野焼きについては法律における例外規定(農業者の稲わら焼却等)についても適切に周知します。	環境保全課	近隣に配慮し、迷惑をかけるための暮らしのルールやマナーを順守します。	近隣に配慮し、迷惑をかけるための事業活動におけるルールやマナーを順守します。
不法投棄、ポイ捨て対策の推進	粗大ごみ、建築廃材等の不正な投棄といった不法投棄行為を防止するため、広報やチラシ、看板、のぼり旗等を用いて適正な排出ルールの周知・徹底に努めます。	環境保全課	排出ルールを順守し、不法投棄は行いません。	排出ルールを順守し、不法投棄は行いません。
	茨城県ボランティアU・D・監視員や郵便配達員など、既存のボランティアによる監視体制の拡充・強化とともに、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施を推進します。 重点事業2.2	環境保全課	不法投棄監視のボランティアに参加・協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は、速やかに市に連絡します。	不法投棄監視のボランティアに参加・協力します。また不法投棄や不適切なごみ排出などを発見した場合は、速やかに市に連絡します。
	喫煙所の利用や携帯灰皿の持ち歩きなど喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。	環境保全課 (全庁)	喫煙ルールを順守し、喫煙マナーの向上に努めます。	社員研修等を通じて、従業員の喫煙マナーの向上に努めます。
環境美化活動の推進	各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度の構築・普及に努めます。 重点事業2.1	道路整備課 都市計画課	里親制度に参加・協力します。	里親制度に参加・協力します。
	道路(側溝を含む)や河川、農業用排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動への市民参加を促進します。	環境保全課 道路整備課 農村整備課	道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。	道路や排水路の清掃、クリーン作戦などの環境美化活動に参加します。

大気環境

環境目標

良好な大気環境を維持・保全します

現況と課題

(大気汚染)

市内の道路沿道や一般環境中の大気環境は概ね良好です。

野外焼却などの野焼きに対する苦情が、市に多く寄せられています。

(悪臭)

野焼きに加え、家畜のふん尿、堆肥に関する悪臭苦情も市に寄せられています。

野焼きについてはルールやマナーの周知、その他の悪臭苦情に対しては排出源となっている事業者等に対する適切な指導・支援、周辺住民の理解促進を図る必要があります

施策展開の方向性

良好な大気環境を維持するために、大気環境の監視体制を整備し、定期的な観測を実施する必要があります。

各家庭に対してはごみの焼却処理に関するルールの周知・指導を、事業者に対しては法令に基づく使用燃料の適正化や対策の実施について、定期的に検査・指導していきます。

悪臭については、法令に基づく規制・指導のほか、畜産農家に対し施設整備の支援等を行い、悪臭防止対策を推進します。



野外焼却は禁止です。(写真はイメージ)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	市民との協働によるパトロール体制づくりなど、大気汚染・悪臭(主に野焼き、工場排煙等)に関する監視体制の整備を推進します。	環境保全課	市が行う大気汚染・悪臭に関する監視パトロールに協力します。	市が行う大気汚染・悪臭に関する監視パトロールに協力します。
家庭における大気汚染対策の推進	野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法について広報や回覧等により継続的に周知するとともに、近隣に対する配慮を促すなどの指導の徹底に努めます。	環境保全課	家庭ごみなどは適正に処理し、野焼きは行いません。	
事業所における大気汚染対策の推進	大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発に努めます。	環境保全課		大気汚染防止法を順守し、工場や事業所では適正な燃料を使用します。
	県と協力し、定期的な立入検査や改善指導の実施に努めます。	環境保全課		立ち入り検査に協力するとともに、改善指導に従います。
	農林業に伴う剪定枝等の適正な焼却方法及び使用済み農業系ビニールなどの適正処理について、定期的に区長及び農家組合を通じて回覧するなど、周知・指導の徹底に努めます。	環境保全課 農政課		農林業に伴う焼却は適正に行います。 使用済み農業用ビニール等は自ら処理せず、専門業者へ処理を委託します。
悪臭防止対策の推進	悪臭防止法に基づく工場、事業所における悪臭に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		悪臭防止法を順守し、工場や事業所における悪臭防止に努めます。
	畜産農家への糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止のための指導及び設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。	農政課		畜産農家では、助成制度を活用し、糞尿処理施設の整備、臭気防止、ハエ発生防止などの対策に努めます。
	家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取組に関する普及啓発に努めます。	環境保全課 下水道課	生活雑排水の適正処理に努めるとともに、浄化槽は定期的に整備・点検します。	
市の率先行動の推進	市所有の建設機械については排ガス対策型建設機械へ順次更新します。	道路整備課		

水環境

環境目標

水環境を保全します

現況と課題

笠間市は洵沼川をはじめ豊かな水に恵まれていますが、経済成長や便利な暮らしを優先し、工業排水や家庭からの生活排水が増加した結果、河川等の水質汚濁を招いています。

洵沼川は、水質汚濁の指標であるBODが環境基準を超過しており、改善が必要です。

特に生活雑排水による汚濁負荷を低減するため、公共下水道や農業集落排水の整備、浄化槽の設置などを促進していくとともに、水質改善に対する市民の一層の協力を得られるよう意識啓発が必要です。

「クリーンアップひぬまネットワーク」や「霞ヶ浦問題協議会」などを通じ、広域連携による河川の水質汚濁防止対策を実施しており、今後も継続して取り組むことが重要です。

施策展開の方向性

市内の河川・池沼等の水質改善のため、水質汚濁の現況把握と、発生源となる工場・事業所の監視・指導体制を充実させていきます。

市民・事業者に対し、水質改善のための意識啓発を図るとともに、協働による水質浄化対策を推進します。

家庭から出る生活排水による水質汚濁を低減するため、公共下水道、農業集落排水の計画的な整備及び加入促進を図るとともに、整備地域における未接続家庭の早期接続、未整備地域における浄化槽設置を推進します。



洵沼川

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	県や関係機関と協力し、河川・池沼の水質の監視・調査の体制強化に努めます。	環境保全課		
	汚濁発生源に対する指導を強化し、改善されない場合は発生源者名を公表するなど、厳しく対応します。	環境保全課		汚濁排水を流さないように適切に処理します。
	市民や水質監視員との協働による河川パトロールや水路等の定期点検の強化、浄化運動を推進します。	環境保全課	河川パトロール等に参加・協力します。	河川パトロール等に参加・協力します。
水質浄化対策の推進	クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体が連携し、水質浄化に努めます。	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。
	広報等により、環境にやさしい石けんの使用や適正量の洗剤使用、適正な廃油処理など、生活排水に関する配慮について普及啓発に努めます。	環境保全課	環境にやさしい石けんを使用し、適正な量の洗剤を使用します。使用済み食用油は適正に処理します。	小売業、飲食業者等は、環境にやさしい石けんを販売・使用し、適正な量の洗剤を使用します。使用済み食用油は適正に処理します。
	除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用の普及啓発に努めます。	環境保全課 農政課	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用は極力控えます。	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用は極力控えます。
	事業所からの未処理排水や化学物質の漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法について指導に努めます。	環境保全課		適切な設備設置や維持管理、作業方法に努めます。
	河川や池沼等の整備において、水質浄化作用のある自然植生を保全します。また地域の生態系に配慮し、ヨシ等の湿生植物を積極的に活用します。 重点事業1.2	環境保全課 農村整備課 道路整備課		河川整備に際し、自然植生を破壊しないよう、十分注意します。環境に配慮した工法を積極的に採用します。
	河川、池沼等において浄化設備の導入を検討します。	農村整備課 環境保全課		
公共下水道の整備推進	認可区域における公共下水道の整備を進めるとともに、事業の進捗状況等により認可区域の拡大や全体計画を見直し、効果的な整備を促進します。	下水道課		
	事業認可区域の拡大にあわせ、管渠の整備や処理場の増設を推進します。	下水道課		

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	供用開始区域については個別訪問やPRに努め、水洗化率の向上を促進します。	下水道課	公共下水道供用開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。	公共下水道供用開始区域では、速やかに公共下水道に接続します。
農業集落排水の整備推進	農業振興地域内の集落地等における農業集落排水施設の整備を促進します。	下水道課		
	整備区域については個別訪問やPRに努め、水洗化率の向上に向けた農業集落排水施設の利用を促進します。	下水道課	農村集落排水の供用開始地域では、速やかに農業集落排水に接続します。	農村集落排水の供用開始地域では、速やかに農業集落排水に接続します。
	農業集落排水における汚泥の再利用について検討します。	下水道課		
浄化槽の設置促進	公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、浄化槽の普及を強力に推進し、設置助成に努めます。	下水道課	排水施設整備が予定されていない地域では、速やかに合併処理浄化槽を設置します。	排水施設整備が予定されていない地域では、速やかに合併処理浄化槽を設置します。
	市町村設置型浄化槽の導入について検討します。	下水道課		
	浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法の普及啓発に努めます。	下水道課	合併処理浄化槽の定期的な検査を受けるなど適正な維持管理に努めます。	合併処理浄化槽の定期的な検査を受けるなど適正な維持管理に努めます。

音環境

環境目標

騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

現況と課題

市内を通過する国道50号の沿道では、道路交通騒音が環境基準のみならず、要請限度を超えている地点もあることから、必要に応じた対策を道路管理者に要請する必要があります。

工場・事業所及び建設現場を発生源とする騒音・振動に関する苦情が毎年数件寄せられています。

市では発生源となりうる工場・事業所の監視を行うとともに、各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導を行っています。

近年では、ピアノやカラオケ、犬の鳴き声などの生活騒音に関するトラブルも起きていることから、近隣住民に配慮した暮らしや事業に伴う騒音防止のマナーやルールの徹底が必要です。

施策展開の方向性

沿道の良好な住環境を保全するため、市民との協働による街路樹や植栽帯など緩衝帯の設置・管理を推進します。また、国道50号などの主要幹線道路では必要に応じて低騒音舗装などの対策を道路管理者に要請していきます。

家庭に対しては、ピアノやカラオケ、犬の鳴き声などの生活騒音についてマナーの普及啓発を行います。

工場・事業所に対しては、令に基づく規制や指導を推進し、建設工事等では低騒音・低振動型建設機械使用の啓発・指導を行います。

長期的には住工混在の解消に向けた適正な土地利用を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
交通騒音・振動対策の推進	街路樹や植栽帯など緩衝帯の設置を推進します。	都市計画課 道路整備課	近隣住民などは、街路樹の維持管理(落葉の清掃等)に協力します。	周辺事業所などは、街路樹の維持管理(落葉の清掃等)に協力します。
	生活道路への通過交通を抑制する交通規制・誘導について、関係機関へ働きかけます。	環境保全課	通勤や買い物などの際は、通過目的で団地内等の生活道路には進入しません。	出張や営業活動などで移動する際は、通過目的で団地内等の生活道路には進入しません。
	高速道路、国道、県道の整備・補修時における排水性舗装(低騒音舗装)の整備や遮音壁の設置について、関係機関へ働きかけます。	都市建設課 道路整備課		
	新規道路整備の際には、車両通過時の騒音を低減するため、路上におけるマンホールの蓋やグレーチング(鋼材を組んだ溝蓋)の設置位置を検討します。	都市建設課 道路整備課 水道課 下水道課		
	関係機関と連携し、自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置やローリング防止舗装等により、峠道等における危険・迷惑走行の防止に努めます。	都市建設課 道路整備課 市民活動課	危険や迷惑となる走行はしません。	
暮らしに伴う騒音・振動対策の推進	広報等により、ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に向けた普及啓発に努めます。	環境保全課	ピアノやカラオケは近隣に迷惑をかけないよう、音量や時間に配慮します。	
	動物指導センターなど関係機関と連携し犬のしつけ方教室を実施するなど、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの普及啓発に努めます。	環境保全課	ペットの飼育に関するマナーやモラルを順守し、鳴き声のしつけなどを適切に行います。	
事業活動に伴う騒音・振動対策の推進	騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		騒音規制法や振動規制法を順守し、騒音や振動を発生する設備等の適切な配置・維持管理を行います。
	建設工事における低騒音・低振動型機械の使用について指導・啓発します。	環境保全課		建設工事を行う際は、低騒音・低振動型機械の使用に努めます。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	公共工事では、低騒音・低振動型機械の使用を仕様書に明記し、使用を促します。	道路整備課 他公共工事 担当課		公共工事を行う際は、低騒音・低振動型機械を使用します。
	深夜営業やカラオケ、エアコンなどにより発生する騒音に対する規制・指導を推進します。	環境保全課		騒音規制法を順守し、深夜営業等行う際は、近隣へ迷惑をかけないように配慮します。
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランなどの各個別計画に基づき、住工混在の解消に向けた、適正な土地利用を推進します。	都市計画課	良好な居住環境形成のために市が行う土地利用誘導施策の主旨を理解し、協力します。	開発や工場立地に際しては、市の土地利用構想に従います。

土壌・地盤環境

環境目標

健全な土壌・地盤環境を保全します

現況と課題

市内の地下水及び土壌については、土壌汚染に係る環境基準を大幅に下回っています。また地盤沈下についても、苦情や報告は確認されておらず、概ね良好な状況です。

市では、健全な土壌環境を守るため、農地やゴルフ場などにおける農薬の適正な使用について普及啓発を行っています。また農薬・化学肥料を減じた環境保全型農業の普及拡大を図っています。

今後も、法令に基づく工場・事業所への規制・指導の徹底を図るとともに、土壌環境の定期的な監視が必要です。

施策展開の方向性

土壌・地盤環境を保全するため、農地やゴルフ場などにおける適正な農薬使用を推進するとともに、環境保全型農業の普及拡大を引き続き図っていきます。

工場や事業場においては法令に基づき規制や指導を推進します。

川底や水田土壌、地下水等の汚染状況については、県など関係機関と連携した監視体制の整備・充実を図ります。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
監視体制の整備	土壌・地下水等の監視体制の整備・充実を図るとともに、関係機関と連携し、調査を実施し、結果を公表します。	環境保全課	市等が行う土壌や地下水等の調査に協力します。	市等が行う土壌や地下水等の調査に協力します。
法令に基づく規制・指導の推進	工場・事業所における土壌の汚染防止に関する規制や指導を推進します。	環境保全課		土壌汚染防止法を順守し、工場や事業所では土壌汚染の防止に努めます。
	「笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、適正な埋立ての指導に努めます。	環境保全課	埋め立て等を行う際には、条例を順守し、適正に行います。	埋め立て等を行う際には、条例を順守し、適正に行います。
適正な農薬使用の推進	関係機関と連携し、減農薬や減化学肥料栽培を推進します。	農政課	家庭菜園や庭木の手入れなどでは、農薬や化学肥料の使用を控えます。	農業従事者は、減農薬・減化学肥料栽培に努めます。
	ゴルフ場等における適正な農薬の使用を要請します。	環境保全課		ゴルフ場等では、適正に農薬を使用します。
	農薬販売業者に対し、適正な農薬使用の指導を要請します。	農政課	農薬に関する正しい情報を持ち、適正な農薬使用に努めます。	農薬販売業者は適正な農薬販売に努めます。農業従事者は農薬に関する正しい情報を持ち、適正な農薬使用に努めます。
	制度変更等により使用できなくなった農薬を農薬販売業者に処理を依頼するよう農業従事者や家庭に働きかけます。	農政課	制度変更等により使用できなくなった農薬の処理について、速やかに農薬販売業者に依頼します。	制度変更等により使用できなくなった農薬の処理について、速やかに農薬販売業者に依頼します。
井戸及び井戸水(地下水)の適正管理	調査結果の公表を通じて、井戸の適正管理や井戸水(地下水)汚染に対する関心の喚起に努めます。	環境保全課	井戸を所有している家庭では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。	井戸所有している事業所では、その適正管理に努めるとともに、井戸水(地下水)汚染に対し関心を持ち、定期的に井戸水調査を実施します。

有害化学物質

環境目標

有害化学物質から健康を守ります

現況と課題

環境ホルモン やダイオキシン 等の化学物質については、国際的・国家的な取組として調査・研究が進められており、管理・規制等の体制が整えられています。

近年顕在化したアスベスト 問題については、県条例に基づく適正な管理・処理が進められています。

環境センター、諏訪クリーンパーク、エコフロンティアかさまでは、有害化学物質の排出状況について、継続的に定期検査を行っています。各施設における調査結果は、いずれも基準値を大幅に下回っています。

施策展開の方向性

有害化学物質から健康を守るため、有害化学物質に関する正しい情報を収集し、市民・事業者
に提供する体制を整備します。

事業者に対しては、法規制に基づく化学物質の適正管理・使用の指導を行います。

エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設における排ガス対策や監視・指導の徹底、
野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を強化するなど、ダイオキシン類対策を推進します。



有害物質を排出しないように、定期的に調査を行っています。(左 環境センター 右 エコフロンティアかさま)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
情報収集・提供体制の整備	有害化学物質等の情報を収集し、市広報やホームページを用いて市民へ情報を提供します。	環境保全課 健康増進課 秘書課	有害物質等の正しい知識や情報を得て、日常生活に活かします。	有害物質等の正しい知識や情報を得て、事業活動に活かします。
	環境ホルモンなど新たな環境問題に関する情報の収集体制を整備します。	環境保全課	環境ホルモンなど、新たな環境問題に関する正しい知識を得て、日常生活に活かします。	環境ホルモンなど、新たな環境問題に関する正しい知識を得て、事業活動に活かします。
化学物質の適正使用・適正管理の推進	PRTR法に基づき、事業者に対する化学物質の適正管理や適正使用について指導に努めます。	環境保全課		化学物質を扱う事業所では、化学物質を適正に管理・使用します。
	除草剤や害虫駆除剤等の適正な管理と使用の普及啓発に努めます。(再掲)	環境保全課 農政課	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用はできるだけ控えます。	除草剤や害虫駆除剤等を適正に管理し、使用はできるだけ控えます。
	学校などの公共施設や住宅などの民間施設における安全な建材使用、アスベスト、ホルムアルデヒド対策等について情報提供に努めます。	管財課 都市計画課 学務課 環境保全課	住宅を新築、改築する際などは、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。	事務所や工場などを新設、更新する際などは、解体建築物の適正処理(アスベスト対策等)や、安全な建材使用(ホルムアルデヒド対策等)に留意します。
ダイオキシン類対策の推進	エコフロンティアかさまや環境センターなどの特定施設に対し、施設の適正管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施するよう要請します。	環境保全課		特定施設の維持管理やダイオキシン類対策を徹底するとともに、排ガスに含まれるダイオキシン類の定期調査を継続して実施します。
	廃棄物処理法に基づき、野焼きや焼却炉の使用に関する規制を順守するよう指導を強化します。	環境保全課 農政課	家庭ごみや庭木の剪定枝などは適正に処理し法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。	農林業に伴う焼却は適正に行い、原則として法律で定められた基準以外の焼却炉での焼却や野焼きは行いません。

環境管理・公害防止

環境目標

環境汚染や公害を未然に防ぎます

現況と課題

市に寄せられる公害苦情は、悪臭や騒音、水質汚濁に関するものが多くなっています。市では、笠間市公害防止条例に基づきパトロールや実態調査などを実施し、公害発生の未然防止に努めています。

近年は苦情の発生要因が多種多様化しており、発生後の指導・対策が困難になってきていることから、公害発生の未然防止・発生抑制のため、環境管理の重要性が増しています。

事業者の環境保全への取組意欲も高まっており、ISO14001 やエコアクション 21 を認証取得し、環境に配慮した事業活動を進める事業所も増えています。

今後は事業活動における環境保全の必要性を啓蒙していくとともに、商工会等と連携し、幅広く環境保全の取組を支援する体制を整備する必要があります。

施策展開の方向性

環境汚染や公害を未然に防ぐため、監視・調査体制の強化や事業所に対する規制・指導の強化、公害苦情に対する相談体制の整備など、公害防止・環境管理体制の整備を推進します。

事業者に対する公害防止や環境マネジメントシステム に関する情報提供や商工会等と連携した講習会の開催、事業者間の交流等の促進、公害防止設備の導入に対する助成制度の検討など、事業者・団体の環境保全活動に対する支援体制を整備します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
公害防止・環境管理体制の整備	測定機器の整備や職員の育成など、監視・調査の体制強化に努めます。	環境保全課		
	県と協力し、事業所への立ち入り調査を実施し、発生源に対する規制や指導の強化に努めます。	環境保全課		法令を順守するとともに、県や市が行う立ち入り調査に協力します。
	事業所や施設等に対し、公害防止の必要性があると認められた場合には、公害防止協定の締結に努めます。	環境保全課		公害防止上の必要性があれば、速やかに公害防止協定を締結します。
	公害苦情に対する迅速な相談体制の整備に努めます。	環境保全課	公害苦情や環境問題に関する意見や相談がある場合は、市に伝えます。	
	笠間市環境審議会との連携により、適切な公害防止対策等を推進します。	環境保全課		
	<small>ひかりがい</small> 光害など新たな都市公害に関する情報を収集し、市民に提供します。	環境保全課	新たな都市公害に関する正しい知識や情報を得て、日常生活に活かします。	新たな都市公害に関する正しい知識や情報を得て、事業活動に活かします。
事業者・団体への支援体制の整備・充実	環境保全活動を行う団体等に対する支援の継続に努めます。	環境保全課	市の支援を受けるなどしながら、環境保全活動の一層の推進に努めます。	市の支援を受けるなどしながら、環境保全活動の一層の推進に努めます。
	商工会や事業者団体と連携し、中小企業や個人事業者の公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報の提供に努めます。	環境保全課 商工観光課		公害防止や環境マネジメントシステムに関する情報の収集に努め事業活動に活かします。
	環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流などの推進、支援に努めます。	環境保全課 商工観光課		環境保全の取組に関する事業者間の情報交換や交流に努めます。
	公害防止設備・機器の導入に関する情報の提供に努めます。	環境保全課		公害防止の設備・機器の導入に努めます。

廃棄物

環境目標

ごみを減量し、リサイクルを推進します

現況と課題

ごみの減量化や再資源化など3Rの取組は、最終処分場のひっ迫や、資源の枯渇、地球温暖化問題など、直面する多くの環境問題に共通する解決策の一つです。

3Rは市民や事業者が主体的に取り組むことができることから、今後も市民や事業者との協力・連携のもと一層の取組推進が必要です。

一般廃棄物の発生量は、近年ほぼ横ばいで推移していますが、一方で廃棄物などの不法投棄は増加しています。産業廃棄物や使用済み家電製品などの適正処理の啓発・促進するとともに、効率的・効果的なごみ処理体制の整備・強化が必要です。

施策展開の方向性

ごみの減量化・リサイクルを推進するため、市民・事業者に対して、環境イベント等を通じた3R (Reduce、Reuse、Recycle)の取組の普及促進を図ります。

分別収集や再利用・リサイクル活動などを通じ、ものの循環利用を促進します。

ごみを効率的かつ適正な処理を行うため、産業廃棄物や使用済み家電製品などの適正処理の啓発をはかるとともに、ごみ処理体制の整備・強化を図ります。

事業活動に伴う廃棄物減量に向けた取組を促進するとともに、レジ袋削減や環境チケット制度の普及促進を図るなど、ごみの減量化に資する事業活動を促進します。



集団資源回収(笠間地区)

環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
計画的な施設整備・更新	循環型社会形成推進地域計画を策定し、循環型社会の構築に向けて計画的な施設整備・更新を図ります。	環境保全課		
ごみ減量化の推進	3R運動の啓発活動等を通じ、ごみの減量化・再利用・リサイクルに関する意識の普及啓発に努めます。	環境保全課	省資源、ごみの減量・リサイクルに関する意識を高く持ちます。	省資源、ごみの減量・リサイクルに関する意識を高く持ちます。
	生ごみ処理機補助制度を活用するなどし、家庭や事業所における生ごみの減量化・再資源化を推進します。 重点事業3.2	環境保全課	調理等において生ごみを減らす工夫に努めるとともに、コンポスト容器や生ごみ処理機を活用するなどし、ごみの減量化やリサイクルに努めます。	飲食店や食品加工工場等では、生ごみを減らす工夫に努めるとともに、生ごみ処理機を活用するなどし、飼料や肥料として減量化やリサイクルに努めます。
	生ごみ、剪定枝及び畜産排泄物等を堆肥化し、その堆肥を農業従事者などで有効利用できるシステムについて検討します。 重点事業3.2	環境保全課 農政課	生ごみや庭木の剪定枝の堆肥化に努めます。	畜産農家は畜産排泄物の堆肥化に努めるとともに、農業従事者は堆肥の受け入れに努めます。
	農業集落排水における汚泥の堆肥化について検討します。(再掲)	下水道課		
	環境配慮商品やエコショップ、買い物時のマイバッグの持参などの情報提供を通じ、市民の環境に配慮した消費行動を促進します。	環境保全課	買い物ではエコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
	レジ袋の有料化及び環境チケット制度の見直し・普及促進を通じてごみ減量化を促進します。 重点事業3.1	環境保全課 商工観光課	環境チケット制度に参加・協力します。	環境チケット制度に参加・協力します。
	マイバッグのデザインコンテストなどにより、マイバッグ運動の普及啓発を図ります。 重点事業3.1	環境保全課	買い物際にはマイバッグを持参します。	マイバッグ運動に参加・協力します。
	かさま版デポジット制度の導入を検討します。	環境保全課	かさま版デポジット制度に参加・協力します。	かさま版デポジット制度に参加・協力します。
市が開催するイベント時は使い捨て容器の利用を控えます。	環境保全課 (全庁)			
リユース・リサイクルによる循環利用の推進	資源物団体回収や生ごみ処理機の普及、地域リサイクル活動など、市民の自主的なリサイクル活動を支援します。	環境保全課	自主的にリサイクル活動を行います。	
	市民が企画・開催するフリーマーケットなどのイベントを支援(場所の提供・広報等)します。	環境保全課	フリーマーケットに参加、出店し、不用品を再利用します。	

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	リサイクルコーナーの新設や広報等を通じたリサイクル情報の提供の充実に努めます。	環境保全課	リサイクルコーナーや広報等のリサイクル情報を活用し、不用品を再利用します。	
適正処理の推進	ごみの分別収集を適宜見直し、市民に分かりやすく周知します。	環境保全課	市の分別方法を順守します。	市の分別方法を順守します。
	高齢者宅のごみの分別・回収補助サービスを検討します。	環境保全課 高齢福祉課	地域全体で子ども・高齢者の安全・安心な生活を支援します。	
	事業者等に対する啓発に努め、建築廃材や産業廃棄物の減量化・リサイクルを促進します。	環境保全課	各種リサイクル関連法に基づき、使用済み家電等はリサイクルや適正処理に努めます。	産業廃棄物の減量化、リサイクルに努めます。
適切な収集体制の確立	清潔な生活環境を維持するため、市民に対し、収集日程や適切なおみ出しのルール・マナーを周知します。	環境保全課	収集日程を把握し、適切なおみ出しのルールやマナーを順守します。	
	収集事業者への指導や収集経路の検討など、収集体制の充実に努めます。	環境保全課		
	ごみ集積ボックスの設置を補助します。	環境保全課		
	集積所の美化対策を推進します。	環境保全課	集積所の美化に努めます。	
ごみ減量化に向けた事業活動の促進	事業活動に伴う廃棄物再生利用品の開発を促進するとともに、市では率先して再生利用品を購入します。	総務課 環境保全課	再生利用品の購入に努めます。	廃棄物再生利用品の開発に努めます。
	事業活動における簡易包装の普及啓発に努めるとともに、消費者には簡易包装製品の選択を促進します。	環境保全課	買物では、簡易包装製品を優先的に選択します。	簡易包装に努めます。
	環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルへの取組を促進します。	環境保全課		オフィス町内会への参加や環境マネジメントシステムの構築など、事業活動における廃棄物の減量化・リサイクルに努めます。
	異業種間における資源の循環利用の推進により、ゼロエミッションの促進に努めます。	環境保全課		ゼロエミッションを推進します。
	エコショップ制度を広く消費者にPRするとともに、認定店舗の拡大を図ります。 重点事業3.1	環境保全課	買い物では、エコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。

資源・エネルギー

環境目標

資源・エネルギーの有効利用を推進します

現況と課題

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの中で、資源やエネルギーを大量に消費してきた結果、地球温暖化や資源の枯渇など、地球規模で様々な問題が生じています。

持続可能な社会の構築に向けて、市民・事業者における省エネルギーに配慮したライフスタイルへの転換や事業スタイルの定着を促進する必要があります。

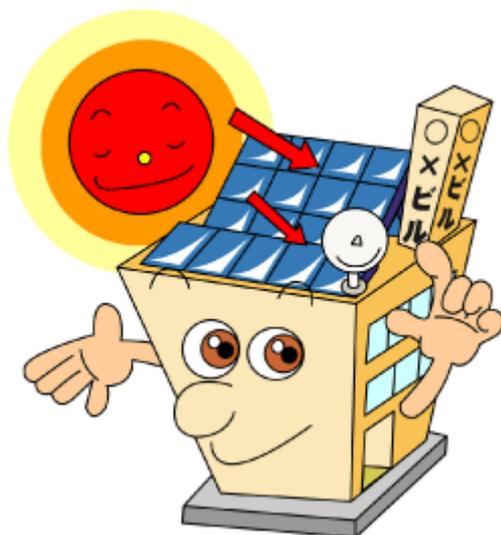
市役所は、大量のエネルギーや資源を消費する地域の一事業者の立場として、日常の事務・事業活動において省エネルギーや省資源に取り組むなど、市民や事業者の模範として、率先した行動が求められます。

施策展開の方向性

限りある地球の資源を節約し、地球温暖化を防止するために、市は公共施設の省エネルギー化を率先して推進します。

市民や事業者に対しては暮らしや事業生活における省エネルギー推進のための意識啓発や取組に関する情報を提供します。

太陽光や太陽熱、風力など環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
省エネルギー推進のための意識啓発・情報提供	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿等を学校や家庭、企業等に普及し、これらの実践を通じて省エネルギー活動を推進します。	環境保全課	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿などを活用し、省エネルギー活動を行います。	「茨城エコチェックシート」などを活用し、省エネルギー活動を行います。
	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコ・クッキングの普及、促進に努めます。 重点事業3.3	環境保全課	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコ・クッキングを実践します。	
	エネルギーの利用効率を高めるため、断熱効果の高い建物や住宅の普及啓発、高効率機器など省エネルギー設備の導入促進に努めます。	環境保全課	住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。省エネルギー設備を積極的に導入します。	建造物の新設や更新にあたっては、断熱効果の高い建物構造を検討します。省エネルギー設備を積極的に導入します。
公共施設の省エネルギー化の推進	市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策を定めた地球温暖化防止実行計画に基づき、率先的に地球温暖化防止に取り組みます。 重点事業4.4	環境保全課 (全 庁)		
	庁舎や学校等の公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器や高効率ヒートポンプなどの高効率機器の導入を検討します。 重点事業4.4	管財課 生涯学習課 学務課		
	廃棄物の焼却余熱を利用した「ゆかいふれあいセンター」の管理運営を充実させます。	環境保全課		
環境負荷の少ないエネルギー利用の推進	家庭や企業における太陽光や太陽熱、小水力発電など自然エネルギーの活用について、チラシや広報等を通じて情報提供や普及啓発に努めます。	環境保全課	太陽光発電や太陽熱温水器システムなど、自然エネルギーの導入に努めます。	太陽光発電や風力発電など、自然エネルギーの導入に努めます。
	ナタネ(菜の花)などの植物や食用廃油などを利用したバイオディーゼル燃料(BDF)や食品残渣等を利用バイオマスエネルギーの利活用について検討します。	環境保全課		

水資源・水循環

環境目標

水を大切にし、安定した水資源を確保します

現況と課題

安定した水の供給のため、水源かん養保安林の保全や飲料用地下水の水質の保全が必要です。

できるだけ地域の中で水資源を循環的に利用していくことを目的として、透水性舗装などの浸透型施設・設備を推進するとともに、中水や雨水などの利用を推進していく必要があります。

施策展開の方向性

日常的な節水行動の推進や雨水利用の推進などにより、限りある水資源を大切に利用します。雨水の地下浸透や地下水の適正利用を推進し、豊かな水循環を形成します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
水資源の確保	安全な水の供給に向けて、飲料用地下水の水質の保全・管理を進めます。	水道課		
	朝房山山頂周辺などの水源かん養保安林の保全に努めます。	農政課 農村整備課	水源かん養林の保全活動に参加・協力します。	水源かん養林の保全活動に参加・協力します。
節水行動の推進	広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用し、市民や事業所への節水意識の高揚に努めます。	水道課 下水道課	家庭における節水に努めます。	事業所における節水に努めます。
	庁舎や学校、公民館等の多くの人々が利用する公共施設では、率先して節水型機器や設備の導入を検討します。	各施設担当課		
	小中学校に対し、夏季のプール使用に伴う水の適正利用を呼びかけます。	水道課 学務課		
雨水利用の推進	公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を検討します。	管財課		
	家庭や事業所における雨水貯留施設として、雨水タンク等の設置を促進します。	環境保全課	雨水タンクの設置に努めます。	雨水タンクの設置に努めます。
雨水の地下浸透の推進	歩道や公共施設の駐車場等の整備にあたっては透水性舗装を採用します。	管財課 道路整備課		
	宅地内浸透のための雨水浸透ますの設置を促進します。	都市計画課	雨水浸透ますの設置に努めます。	雨水浸透ますの設置に努めます。

地球環境

環境目標

地域から行動を起こし、地球環境の保全に貢献します

現況と課題

地球温暖化防止は人類共通の重要な課題であり、実効ある対策・取組が必要です。また、オゾン層の破壊や酸性雨、森林資源の枯渇など様々な地球環境問題に直面しています。

国は京都議定書において 2008～2012 年の間に基準年(1990 年)に比べて 6%の温室効果ガスを削減することを約束しています。

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素(CO₂)に着目すると、家庭やオフィスからの排出や自家用車・営業車を含む運輸部門からの排出が多く、家庭や事業者の取組が非常に重要となっています。

笠間市においては、自動車に依存したライフスタイルがほぼ定着しており、短・中期的にはエコドライブ等の環境に配慮した自動車利用の促進を、長期的には自動車に依存したライフスタイルからの転換促進を重点的に進めていく必要があります。

施策展開の方向性

深刻化しつつある地球温暖化の防止に向け、日常生活における省エネの徹底や省エネ型製品の普及促進、燃費効率のよい自動車利用、環境負荷の少ない事業活動の促進など、個人や地域でできることから取り組みます。

環境に配慮した自動車利用や交通流の円滑化、自動車利用抑制対策など、運輸部門からの排出量低減のため、取組が必要です。

温室効果ガスの吸収源として、市域の森林を保全するとともに、生垣など身近な緑化を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地球温暖化防止に向けた市の率直的な取組	市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策や削減目標を定めた地球温暖化防止実行計画に基づき、率直的に地球温暖化防止に取り組めます。(再掲) 重点事業4.4	環境保全課 (全庁)		
	公用車の更新時には用途に応じて低公害車あるいは低排出ガス車、低燃費車を導入します。	管財課		
	市職員の通勤にはできるだけ公共機関を利用し、近距離(1km未満)の場合は自転車もしくは徒歩通勤とします。	職員課		
事業者に対する地球温暖化対策の普及促進	情報提供を通じて省エネ設備や新エネルギー設備や環境への負荷が少ない物品の導入・購入を促進します。	環境保全課		省エネ設備や新エネルギー設備や環境への負荷が少ない物品等の導入・購入に努めます。
	講習会や助成制度により、ISO14001やエコアクション21の認証取得など環境マネジメントシステムを普及・拡大します。(再掲)	環境保全課 商工観光課		環境マネジメントシステムの導入に努めます。
	県が実施する茨城エコ事業所登録制度の普及を推進します。	環境保全課 商工観光課		茨城エコ事業所登録制度に登録するとともに、環境配慮活動に積極的に取り組めます。
	情報提供等を通じて低公害車の導入推進や燃料転換を促進します。	環境保全課		低公害車の導入推進や燃料転換に努めます。
家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿等を学校や家庭、企業等に普及し、これらの実践を通じて省エネルギー活動を推進します。(再掲)	環境保全課	「茨城エコチェックシート」や環境家計簿などを活用し、省エネルギー活動を行います。	「茨城エコチェックシート」などを活用し、省エネルギー活動を行います。
	国が実施する「我が家の環境大臣」制度の普及を推進します。	環境保全課	「我が家の環境大臣」制度に参加します。	

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	情報提供等を通じて省エネ機器の導入や省エネ住宅の普及を促進します。	環境保全課	家電など省エネ機器の導入に努めます。また住宅の新築や建替えにあたっては、断熱効果の高い建物や住宅を検討します。	家電など省エネ機器や、断熱効果の高い建物、住宅の開発・情報提供に努めます。
	環境配慮商品やエコショップ、買い物時のマイバッグの持参などの情報提供を通じ、市民の環境に配慮した消費行動を促進します。(再掲)	環境保全課	買い物ではエコショップを優先的に利用し、環境に配慮した商品を積極的に購入します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
	夏期の空調利用低減のため、家庭におけるすだれの利用や植物を利用した緑のカーテンの設置を推進します。 重点事業4.3	環境保全課	すだれや植物を利用した緑のカーテンの設置に努め、夏期の空調利用を控えます。	
環境に配慮した自動車利用の推進	広報等により、低公害車や低排出ガスの普及啓発や購入支援措置等に関する情報の提供に努めます。	環境保全課	マイカーの更新、購入に際しては、低公害車や低排出ガスの購入に努めます。	社用車の更新、購入に際しては、低公害車や低排出ガスの購入に努めます。
	広報や自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置等により、エコドライブの普及啓発に努めます。 重点事業4.2	環境保全課	エコドライブを実践します。	エコドライブを実践します。
交通流の円滑化	交通流の円滑化のため、右折車線整備を関係機関に働きかけます。	道路整備課		
	自動車利用が特定の時間に集中する事業者に対し、利用時間の平準化を要請します。	環境保全課		自動車の利用時間の平準化に努めます。
自動車利用の抑制	交通事業者や各団体との連携のもと、高齢者、障害者等に配慮した利便性の高い公共交通網の構築を検討します。(デマンド交通)	企画政策課 高齢福祉課 社会福祉課		交通事業者は、市が行う公共交通網の整備に協力します。
	友部駅など、駅利用者のための駐車場の設置により、パークアンドライドを推進します。	都市計画課 都市建設課	通勤や買い物、旅行などの際は、できるだけ鉄道などの公共交通機関を利用します。	出張の際などは、できるだけ鉄道などの公共交通機関を利用します。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
	公共交通機関の利用促進、自転車利用の促進、相乗りの励行など、自動車の利用抑制に関する普及啓発に努めます。	環境保全課	通勤や買い物、旅行の際は、できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関などを利用します。	出張の際に相乗りや公共交通機関を利用するなど、自動車の利用抑制に努めます。
	歩行者や自転車が安全に通行できるよう、自転車歩行者道の整備を促進します。	道路整備課 都市建設課	通勤や買い物などの際は、徒歩や自転車利用に努めます。	短距離の移動など、徒歩や自転車利用に努めます。
	駅など公共施設を拠点としたレンタサイクル制度の導入を検討します。	商工観光課	短距離の移動など、レンタサイクルを活用します。	
	公共施設の駐輪場における駐輪台数を確保するとともに、市民の利用が多い民間施設における駐輪場の設置を関係者に呼びかけます。	各施設担当課	通勤や買い物などの際は、徒歩や自転車利用に努めます。	市民の利用が多い民間施設においては駐輪場の設置に努めます。
緑地保全・緑化の推進	二酸化炭素の吸収源として、森林の保全に努めます。 重点事業4.1	環境保全課 都市計画課 農村整備課	市が行う森林整備に参加・協力します。	市が行う森林整備に参加・協力します。
	住宅地における生垣の設置や工場等の敷地内緑化を推奨します。	都市計画課	生垣の設置・充実に努めます。	周辺環境と調和した敷地内の緑化に努めます。
その他の地球環境問題への対策	オゾン層の保護のため、フロンを適正に回収・処理できる事業者に関する情報の収集と提供に努めます。	環境保全課		
	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に向け、家電リサイクル法に基づく有料回収ルートのお知らせを図ります。	環境保全課	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。	エアコン及び冷蔵庫等、フロンを使用する機器の適正な廃棄及び処理に努めます。

環境教育・環境学習

環境目標

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

現況と課題

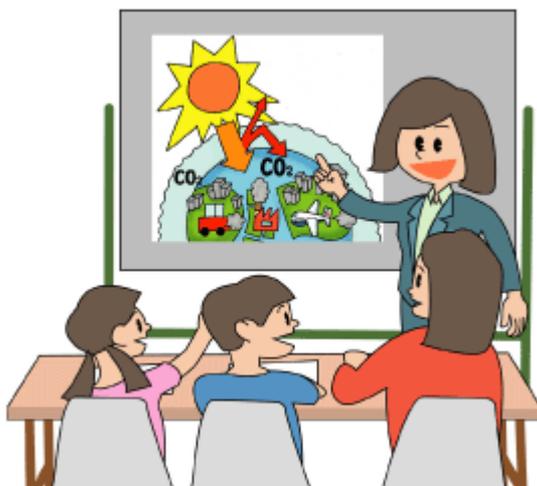
現在は、環境保全に熱心なNPOや市民団体の方々の協力を得ながら、環境教育・環境学習が実施されています。

今後、より一層、環境教育・環境学習を展開していくためには、指導者や講師となれる地域に根ざした人材を育成し、積極的に活用していくことが望まれます。

各主体における環境教育・環境学習を効率的かつ効果的に推進していくため、長期的かつ総合的な視点から、環境教育・環境学習に関する基本方針を定め、計画的に取り組んでいくことが望まれます。

施策展開の方向性

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、学校における環境学習の内容や体制を充実するとともに、市民や事業者に対する研修や講習、体験型学習等を積極的に展開し、環境に対する意識の高揚や環境保全の知識・技術の普及を図ります。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者・学校の役割
学校等における環境学習の推進	地域への愛着や環境保全の大切さを身につけるため、幼児期からの環境教育・環境学習を推進します。	こども福祉課 環境保全課 学務課	家庭における幼児期から環境教育・環境学習に努めます。	
	教員への環境教育に関する研修の充実に努めます。	環境保全課 学務課		教員向け環境教育研修に積極的に参加します。
	キッズISO の取組の普及・促進に努めます。	環境保全課 学務課	児童や生徒は、キッズISOの取組を実践します。	児童や生徒のキッズISOの取組を促します。
	小中学校に向けた環境リーフレットを作成します。	環境保全課 学務課		環境リーフレットを活用し、環境教育・環境学習を実践します。
	こどもエコクラブ への参加を広く各校に呼びかけるとともに、情報提供など、クラブ活動を支援します。	環境保全課 学務課	こどもエコクラブの活動に参加・協力します。	こどもエコクラブの活動に協力します。
	環境学習に活用するため、小中学校などに大気汚染などの環境観測ポイントの設置を検討します。	環境保全課 学務課	小中学校などにおける定期的な環境調査に参加・協力します。	
	学校における省エネルギー型設備や自然エネルギーの導入やこれらを利用した環境教育の実施を検討します。	管財課 生涯学習課 学務課		
市民、事業者への環境学習の推進	自治会などと連携し、地域地区単位による環境保全に関する出前講座や各種講習会等を実施します。 重点事業5.2	環境保全課 生涯学習課 市民活動課	地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。	地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。
	生涯学習活動における環境学習のメニュー・プログラムの充実に努めます。	環境保全課 生涯学習課	生涯学習活動における環境学習に努めます。	
	地域コミュニティ、住民団体等による環境保全活動、環境学習企画を支援します。	環境保全課 生涯学習課 市民活動課	地域のコミュニティや住民団体等による環境保全活動、環境学習企画に参加・協力します。	
	環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行う「エコッキング」の普及・促進に努めます。(再掲) 重点事業3.3	環境保全課	エコッキングを実践します。	

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者・学校の役割
体験型学習 機会の充実	自然観察や農業・林業体験など、地域の自然に親しみ学ぶことができる体験型学習の場や環境学習のメニュー・プログラムの整備・充実を図ります。 重点事業5.1	環境保全課 農政課 農村整備課 学務課 生涯学習課	体験型の学習プログラムに参加・協力します。	体験型の学習プログラムに参加・協力します。
資料・情報提供 体制の整備	図書館において環境教育関連の図書や資料等を充実させます。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	図書館に置いて欲しい環境教育関連の図書や資料等を要望します。また、そうした図書や資料の利用に努めます。	図書館に置いて欲しい環境教育関連の図書や資料等を要望します。また、そうした図書や資料の利用に努めます。
	出前講座などによる講師等の人材派遣や環境学習のための機材や情報等を提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	出前講座を活用します。	社内研修等において出前講座を活用します。
	生涯学習情報のネットワーク化を推進し、環境に関する情報を収集・提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	環境に関する情報を市に提供します。市が提供する環境情報を利用します。	環境に関する情報を市に提供します。市が提供する環境情報を利用します。
	市民の日常生活における環境への配慮事項や工夫に関する情報等を提供します。	生涯学習課 環境保全課 市民活動課		
指導体制の充実	市民講師の登録制度を普及し、環境カウンセラーなど地域の環境資源に精通した方を環境学習の講師・指導者として育成活用します。 重点事業5.2	生涯学習課 環境保全課 市民活動課	市民講師登録制度を活用します。	社内研修等において市民講師登録制度を活用します。

パートナーシップ

環境目標

各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

現況と課題

市内では、地域コミュニティ組織や環境団体があり、協働による取組が行われています。

コミュニティ組織や各種団体等の活動を活性化するとともに、団体間の連携や協力を育成し、強化する基盤として、情報交換や交流の場を築いていく必要があります。

リーダー等となる地域の人材を育成し、効果的に活用していく仕組みも必要です。

施策展開の方向性

行政だけでなく、住民や事業者など各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成するため、各地域のコミュニティ組織の活動を推進するとともに、住民や事業者の自主的な環境活動に対する支援を行います。

広域市町村圏によるパートナーシップを生かし、啓発イベントやパンフ・ポスター等の共同作成など、広域連携による環境保全の取組を推進します。



環境施策と市民・事業者の役割

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
地域コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動のリーダーを養成するため、環境保全に関する講習会や研修会などを開催します。 重点事業5.2	市民活動課 生涯学習課	環境保全に関する講習会や研修会などに参加します。	環境保全に関する講習会や研修会などに参加します。また、社員の参加を奨励します。
	活動を広報などで紹介・PR又は表彰するなどしてコミュニティ活動への参加意識を高揚します。	市民活動課 生涯学習課 秘書課	コミュニティ活動に参加・協力します。	コミュニティ活動に参加・協力します。
	苗の提供や顕彰制度の充実などにより、花いっぱい運動を推進します。(再掲)	生涯学習課	花いっぱい運動に参加・協力します。	花いっぱい運動に参加・協力します。
	各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を地域住民がボランティアで受け持つ里親制度の構築・普及に努めます。(再掲)	道路整備課 都市計画課	里親制度に参加・協力します。	里親制度に参加・協力します。
市民の環境保全活動への支援	日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場として、環境フォーラムや環境展等を開催支援します。 重点事業5.1	環境保全課	環境フォーラムの開催に協力するとともに、積極的に日頃の環境保全活動や環境学習の成果を披露します。	環境フォーラムの開催に支援・協力します。
	環境保全活動を行っている市民団体等の組織と活動内容を把握するとともに、活動内容の広報や参加希望者への紹介・斡旋等交流組織をつくるなどし、活動支援団体間の連携・情報交換を促進します。 重点事業5.2	環境保全課 市民活動課 生涯学習課	交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。	交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。
	環境保全活動に熱心に取り組む民間団体・企業等を顕彰します。 重点事業5.2	環境保全課		
事業者の環境保全活動への支援	商工会やJA等の業界団体と連携し、事業者の環境保全活動を支援する体制や環境保全に関する事業者間の連携や情報交換等の交流基盤を構築します。	環境保全課 商工観光課 農政課		環境保全に関する事業者間の連携や情報交換等の交流に努めます。
	エコショップ制度を広く消費者にPRするとともに、認定店舗の拡大を図ります。(再掲)	環境保全課	買い物では、エコショップを優先的に利用し、マイバッグ運動などの活動を実践します。	エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。

主要施策	施策内容(行動内容)	担当課	市民の役割	事業者の役割
広域連携による取組の推進	環境に関する啓発イベントやパンフレット・ポスターの作成・配布などの環境啓発活動について、広域市町村圏などを利用し、効率的・効果的に実施することを検討します。	環境保全課 企画政策課		
	クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等が連携し、水質浄化活動を推進します。(再掲)	環境保全課	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。	クリーンアップひぬまネットワーク等の活動に参加・協力します。

第5章 笠間市が最も力を入れる重点事業は？

5 - 1 重点事業の位置づけとねらい

重点事業は、本計画で定める行政施策や市民・事業者の取組の中でも、本計画を先導し、特に重点的に推進すべき取組であり、具体的な実施内容や各主体の役割、進捗管理指標などの行動計画を定め、計画策定後の速やかな初動を促し、実現性を担保します。

5 - 2 重点的に取り組むテーマ

第2章で整理した本市の特徴と課題を踏まえ、本計画では以下のテーマについて重点事業を定め、集中的に推進していくこととします。

【笠間市の環境の特徴と課題(第2章より)】

【特に重点的に取り組むテーマ】

自然環境

- ・ 市の環境を特徴付ける豊かな水辺、緑と水のネットワークの形成
- ・ 優れた自然風景地の保全に向けた風致地区等の地域指定の推進
- ・ 市街化の進展に伴う田畑の減少、多様な公益的機能の低下
- ・ 食の安全・安心志向に向けたエコファーマ-及び有機農業者の育成
- ・ 笠間クラインガルテンを中心としたグリーンツーリズムの振興

快適環境

- ・ 地域の自然環境や歴史的環境との調和のとれた個性ある街並みの保全・創出
- ・ 不法投棄に対する監視体制の強化や規制的手法の適用
- ・ 近隣に配慮した暮らしのマナーやモラルの欠如

生活環境

- ・ 自動車に依存したライフスタイルの定着
- ・ 野焼に関する近隣に配慮したルールやマナーの周知徹底の必要性
- ・ 生活雑排水対策による涸沼川の汚濁負荷低減の必要性
- ・ 国道50号沿道における騒音対策の必要性

循環型社会・地球環境

- ・ 市民や事業者と協力・連携した3Rの取組推進の必要性
- ・ 地球温暖化防止に向けた個人や地域でできる取組の必要性

環境教育・環境学習

- ・ 環境教育・環境学習に関する長期的・総合的な視点からの取組の必要性
- ・ 市内の環境に関する資料や情報提供体制の整備・充実

自然再生・保全

まち美化・
不法投棄対策

3Rの推進

温暖化対策
の推進

環境教育・環境
学習の推進

5 - 3 重点事業

以下の ~ の視点を踏まえ、各テーマに対して重点事業を設定しました。

市の特徴や環境課題からみて、特に重点的な推進が必要と思われる取組

市民の関心が高く、発展的な行動が期待できる取組

市民や事業者と行政が協働して取り組んでいく取組

プロジェクト	ねらい	重点事業名(仮称)
【自然再生・保全】 1. 自然と共生プロジェクト	笠間市の美しい自然景観を維持し、生物の生育・生息環境を保全します	1.1 かさまの自然環境調査事業
		1.2 かさまの自然再生事業
【まち美化・不法投棄対策】 2. すみよいまちづくりプロジェクト	ポイ捨て・不法投棄のない、きれいですみよいまちづくりを推進します	2.1 かさま環境美化里親制度普及事業
		2.2 不法投棄対策推進事業
【3Rの推進】 3. 資源循環型まちづくり推進プロジェクト	循環型社会の構築に向けて、3Rの取組を促進します	3.1 レジ袋削減推進事業
		3.2 堆肥の利活用促進事業
		3.3 エコ・クッキング推進事業
【温暖化対策の推進】 4. ストップ温暖化プロジェクト	深刻化しつつある地球温暖化の防止に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、地域からできる取組を推進します	4.1 かさまの森林(もり)推進事業
		4.2 エコドライブ推進事業
		4.3 緑のカーテン推進事業
		4.4 エコオフィス推進事業
【環境教育・環境学習の推進】 5. 環境学習推進プロジェクト	現在と将来の市の環境を守る人を育むため、家庭、学校、地域、事業所等における環境教育・環境学習を推進します	5.1 環境学習推進事業
		5.2 市民環境活動促進事業

笠間市の美しい自然景観を維持し、生物の生育・生息環境を保全・再生するため、以下の事業を実施します。

1.1 かさまの自然環境調査事業

【環境保全課、生涯学習課】

本市は関東平野の北部に位置し、暖帯林と温帯林の境界に近く、動物相は両者の中間的分布を示しています。また、暖地性動植物の分布北限に近い地域であり、生息や生育の限界となる種がいくつか見られます。特に、近年生息地が減少しているトウキョウサンショウウオや、シマドジョウ、ホトケドジョウが生息しているほか、国蝶であるオオムラサキ、ハッチョウトンボ、ムカシヤンマの生息が確認されています。

本事業は、市域に生息・生育する動植物の状況を把握するとともに、調査結果を市民に分かりやすく周知し、地域の自然環境の保全意識を高めることなどにより、市の豊かな自然環境を保全しようとするものです。

実施内容

< 笠間市の自然環境の継続的な調査 >

- ・ 市に生息する動植物、生態系に関する調査を継続的に実施します。

< 環境学習資料の作成 >

- ・ 自然環境調査結果を市のホームページ等で公表し、広く市民に提供します。
- ・ 調査結果を視覚的に分かりやすくまとめ、学校、地域等で活用できる環境学習資料とします。

市民・事業者の役割

- ・ 市が行う自然環境調査に参加・協力します。
- ・ 市の自然環境についてとりまとめた資料を活用します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
自然環境調査の実施回数	-	年2回	年4回	年4回
環境学習資料の作成	-	年1回	年1回	年1回



自然環境調査

1.2 かさまの自然再生事業

【環境保全課、農村整備課、道路整備課、学務課】

市の豊かな自然環境は、近代農業の発展や宅地開発など、私たち人間の活動により少なからず影響を受けています。

本事業は、豊かな市の自然環境を保全し、損なわれた環境については修復して自然の再生を図るとともに、新たな開発事業にあたっては環境に配慮した工法等を促進していくものです。

実施内容

< 自然再生事業の検討 >

- ・ 河川、農地、里山、森林等の損なわれた環境に、大切な自然生態系が戻ってきてくれるよう、これらの管理、清掃、エコファーム、有機農業、水田魚道 等について研究・検討します。
- ・ 有識者、市民等の意見を踏まえ、地域の環境の指標となる生き物、自然風景等を選定し、その保全に向けた自然再生事業を実施します。

< 多自然型護岸・ビオトープの整備 >

- ・ 河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した資材や工法の採用を関係機関に要請し、地域の生態系の維持・回復に努めます。
- ・ 河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、生き物の生息空間であるビオトープの保全・再生を図ります。
- ・ 多自然型護岸やビオトープ整備にあたっては、市民が主体となって具体的な整備イメージを検討します。市は市民の検討結果を踏まえて具体的な整備計画を立案し、市民とともに整備、維持管理を推進します。

< 自然体験学習の推進 >

- ・ 多自然型護岸やビオトープを利用し、自然体験学習を実施します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 多自然型護岸やビオトープ等の検討や整備、自然体験学習等に参加・協力します。

(事業者)

- ・ 河川等の整備に際しては、自然調査結果等を参照し、貴重な動植物の有無を確認するとともに、生態系に配慮した資材や工法を積極的に採用し、地域の生態系の維持・回復に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
自然再生事業	-	研究・検討	実施	実施
ビオトープ整備	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所
水辺観察会など自然体験学習イベントの実施回数	3回	4回	6回	8回

市民意識調査において、市民の関心の高い環境問題として最も多く挙げられたのが「ポイ捨て・不法投棄」でした。この他、ペットのふんの不始末の苦情なども市に多く寄せられています。

市では「笠間市すみよい環境条例」を定め意識啓発などに取り組んでいますが、こうした状況を踏まえ、意識啓発だけではなく、実効性のある具体的な取組が求められています。

そこで、ポイ捨てや不法投棄のない、きれいですみよいまちづくりを進めるため、以下の事業を推進します。

2.1 かさま環境美化里親制度普及事業

【都市計画課、道路整備課】

自分たちの身近にある道路や公園などは、いつでもきれいであって欲しいと誰もが願っています。しかし、実際にはごみのポイ捨てや犬のふんなどにより必ずしもきれいな状態であるとは限りません。

市においても定期的に清掃や美化に努めていますが、市の取組だけでは十分に対応できていないのが現状です。

そこで本事業は、市が管理する各種公共施設や公園、道路などの公共スペースについて、近隣の市民や事業者の方などが市に代わって清掃や美化活動を実施する「環境美化里親制度(アダプト制度)」を定め、地域の方々と協働でまち美化を推進していこうというものです。

実施内容

< 環境美化里親制度の検討 >

- ・ 各種公共施設や公園、道路等の緑化や美化活動等を、地域住民がボランティアで受け持つ里親制度を構築します。

< 里親制度の募集・認定 >

- ・ 里親を希望する個人、団体を募り、応募者を市は里親と認定します。

< 清掃、美化活動の実施 >

- ・ 里親は、担当区域の清掃活動や美化活動を実施します。
- ・ 市は、里親への清掃道具の提供やごみ処理代の負担などの支援を行います。

市民・事業者の役割

- ・ 里親制度に積極的に参加・協力します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
里親制度の実施エリア	6箇所 (県管理分のみ)	7箇所 (市管理分含む)	8箇所 (市管理分含む)	10箇所 (市管理分含む)

不法投棄は公害苦情の中でも件数が多く、年々増加する傾向にあります。市では「笠間市すみよい環境条例」に基づき市民・事業者に対する啓蒙活動などを実施していますが、それだけでは十分ではありません。また、不法投棄は一定の場所に集中する傾向がありますが、現在、それらの場所に関する情報は一元化・共有化されていません。

そこで本事業は、まず不法投棄の多い場所を把握し、それらの場所を中心にパトロールすることで、市全体として効率的に不法投棄を抑制していこうというものです。

実施内容

< 不法投棄監視体制の整備・充実 >

- ・ 茨城県ボランティアU.D. 監視員や郵便配達員など、既存のボランティアによる監視体制の拡充・強化とともに、市の不法投棄ボランティア監視員によるパトロールの実施を推進します。

< 不法投棄マップの作成・活用 >

- ・ 市内で、不法投棄が集中する場所を示す「不法投棄マップ」を作成します。
- ・ 「不法投棄マップ」に示された場所を中心にパトロールを行い、適宜撤去し、きれいな状態を保ちます。

市民・事業者の役割

(市民・事業者)

- ・ ごみの排出ルールの徹底
- ・ 不法投棄ボランティア監視員への参加・協力

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
不法投棄監視員数	22人	25人	30人	50人
不法投棄マップの作成	無し	作成	更新	更新



不法投棄啓発看板



集められた不法投棄ごみ

『もったいない』の精神に基づき、市民・事業者・市の各主体が日常生活や事業活動を見つめ直し、ごみの減量化(Reduce)、ものを繰り返し大事に使う(Reuse)、資源として再利用する(Recycle)の『3R』の取組を進めることにより、環境負荷の少ない資源循環型のまちづくりを目指します。

3.1 レジ袋削減推進事業

【環境保全課、商工観光課】

レジ袋の削減は、ごみの排出量や原料である石油消費量の削減につながり、資源の有効利用や温室効果ガスの排出抑制となります。こうしたことから、平成19年4月に施行された改正容器包装リサイクル法では、事業者に対してレジ袋削減に向けた取組や目標設定などを求めています。

本市においても、笠間地区においてレジ袋削減運動推進委員会が活動を行ってきたほか、環境チケット制度などによりレジ袋削減の具体的取組がなされてきました。

本事業ではさらなるレジ袋の削減に向け、以下に掲げる各種取組を推進していきます。

実施内容

<レジ袋の有料化>

- ・ 事業者と連携し、レジ袋の有料化を実施します。

<環境チケット制度の見直し>

- ・ 現在、笠間地区を中心に実施されている環境チケット制度について、小売店等の協力を得ながら、利用範囲(地区)の拡大や利便性の向上などについて見直しを行います。

<マイバッグの普及啓発及びコンテストの実施>

- ・ マイバッグキャンペーンや利便性やデザイン性を競うマイバッグコンテストなどにより、マイバッグに対する市民の関心を高め、買い物時のマイバッグ持参を市民に浸透・定着させます。

<エコショップ制度の普及啓発、認定店舗の拡大>

- ・ ごみの減量化や資源化など、環境に配慮した事業活動に取り組む店舗を「エコショップ」として認定し、広く消費者にPRします。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 買い物時にはマイバッグを持参し、レジ袋等の利用を控えます。
- ・ 周りの友人や知人にもマイバッグの持参を呼びかけます。
- ・ 買い物の際は、エコショップなど環境負荷削減に取り組むお店を優先的に利用します。

(事業者)

- ・ 小売店等は、エコショップ制度に登録するとともに、環境に配慮した商品の販売に努めます。
- ・ レジ袋や過剰包装による商品提供を控え、マイバッグの持参を呼びかけます。



取組指標

取組指標	現況	短期(H20~22)	中期(H23~26)	長期(H27~29)
レジ袋有料化店舗数	-	10	30	50
エコショップ認定店舗数	7	10	12	15

市では生ごみ処理機購入費補助制度などにより家庭における生ごみ等の減量に努めてきました。また、畜産農家などでは畜産排泄物の堆肥化も行われていますが、堆肥の有効活用が停滞しており、普及に向けた課題となっています。

こうした背景を踏まえ、本事業では一層の循環型まちづくりの形成に向け、以下に掲げる取組を推進していきます。

実施内容

< 生ごみの堆肥化促進及び地域で作られた堆肥の利用促進 >

- ・ 生ごみ処理機購入費補助制度の利用等により家庭におけるごみの減量化を推進します。
- ・ 家庭から排出される生ごみや剪定枝、畜産農家からの畜産排泄物の堆肥化を促進するとともに、その堆肥を農業従事者や一般家庭で有効利用できる仕組みについて検討します。

市民・事業者の役割

(市民)

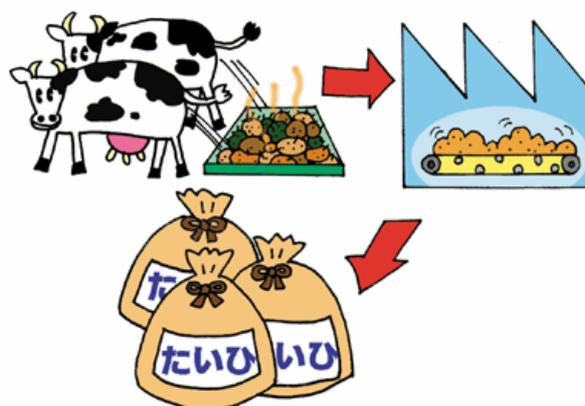
- ・ コンポスト容器などの生ごみ処理機を購入し、生ごみを堆肥化するなど、ごみの減量化に努めます。
- ・ 地域でつくられた堆肥の利用に努めます。

(事業者)

- ・ 畜産農家は畜産排泄物の堆肥化に努めるとともに、農業従事者は堆肥の受入に努めます。

取組指標

取組指標		現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
生ごみ処理機補助利用者数(累計)	電動生ごみ処理容器	466	500	530	580
	コンポスト容器	191	220	250	280



『エコ・クッキング』とは、食を通して「身近な題材で環境問題を体験的に楽しく考える」というコンセプトのもと、買い物から料理、片付けに至るまでの一連の流れを通して環境に配慮する食生活を総称して指しているものです。

市内においても、市民団体を中心に以前より講習会などによる普及活動が行われていましたが、本事業により今後は市としてもこのような食を通じた環境保全の取組を推進していこうというものです。

実施内容

<エコ・クッキング講座の開催、普及啓発>

- ・ 市民団体と連携し、エコ・クッキングを推進するため、小中学生を対象とした出前講座、親子で参加できる講習会などを開催します。
- ・ 広報紙やホームページなどを使い、エコ・クッキングに関する情報提供や普及啓発を行います。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 環境のことを考えて買い物、料理、片付けを行うエコ・クッキングを実践します。

(事業者)

- ・ 環境に配慮した商品の販売や簡易包装に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
エコ・クッキング講習会の参加者数	60人(2回)	100人	200人	300人



はかりを片手に、材料購入(こどもエコ教室より)



じゃがいもの下ごしらえ中(こどもエコ教室より)

深刻化しつつある地球温暖化の防止に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、まずは地域からできる取組を推進していくため、以下の事業を実施します。

4.1 かさまの森林(もり)推進事業

【環境保全課】

森林は、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素を吸収・固定する働きを有しています。

本事業では、佐白山や愛宕山をはじめとした市域の約4割を占める森林資源を適切に保全・整備していくことにより、こうした森林吸収源としての機能を発揮させ、地球温暖化防止に貢献していきます。

実施内容

< 森林の育成 >

- ・ 森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進し、健全で豊かな森林の保全に努めます。
- ・ 市民及び事業者に対し、森林吸収源としての機能をはじめ、水源かん養機能や国土保全機能など多様な公益的機能を担う森林の役割や重要性について周知を図り、地場産材の積極的な利用や里山保全活動に積極的に参加・協力するよう呼びかけます。
- ・ 市民・事業者の協力のもと、里山づくり・森づくりに努めます。

< 森林資源の活用促進 >

- ・ 公的施設などの整備において、地場産材の利用に努めます。また情報提供等により住宅等の民間施設整備において地場産材の利用を支援します。
- ・ 愛宕山や佐白山、北山、仏頂山等において、環境教育や健康づくりなどへの森林環境の活用を検討します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 市が行う森林・里山保全に協力します。
- ・ 住宅建築時には地場産材の利用に努めます。
- ・ 森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

(事業者)

- ・ 市が行う森林・里山保全に協力します。
- ・ 森林整備、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
森林・里山保全活動への参加者数	140人(4回)	200人	250人	300人

アイドリングストップを始めとするエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)は、自動車を運転する市民や事業者のみなさん一人ひとりの日頃の少しの心がけて燃料消費量の削減、すなわち二酸化炭素量の削減に大いに貢献できる取組の一つです。また、環境負荷の削減だけでなく、経済性や安全性もトータルに高めることができる賢い車の使い方です。

市民の多くが自動車に依存している本市の現状を踏まえ、本事業ではまず日常生活や事業活動において環境負荷の少ない車の利用方法を浸透させていこうというものです。

実施内容

<エコドライブキャンペーンの実施>

- ・ 環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進するため、11月のエコドライブ推進月間、12月の地球温暖化防止月間・大気汚染防止推進月間などに、市民・事業者の取組を促す「エコドライブキャンペーン」を実施します。

<エコドライブコンテストへの参加>

- ・ 「エコドライブコンテスト」(環境省)に参加するとともに、事業者の参加を促します。

<グリーン経営認証の取得>

- ・ 運輸事業者に対し、交通エコロジー・モビリティ財団が審査・認証し、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備、低公害車の導入などを定めた「グリーン経営認証」に関する情報を提供するなどし、取得を促します。

<エコドライブ講習会の実施>

- ・ 関係機関と連携し、エコドライブ講習会を継続的に開催します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 自動車を運転する際は、アイドリングストップなどのエコドライブを徹底します。
- ・ エコドライブに関する講習会の受講やコンテストなど、市が推進する温暖化防止やエコドライブの普及活動に積極的に参加します。

(事業者)

- ・ エコドライブに関する講習会の受講やコンテストなど、市が推進する温暖化防止やエコドライブの普及活動に積極的に参加します。
- ・ 運輸事業者は、グリーン経営認証の取得を目指し、エコドライブの実施や環境保全のための体制整備などに努めます。
- ・ 自動車を多く利用する事業所では、社内でのエコドライブ運動の展開やドライバーへの教育・指導などを積極的に行います。
- ・ 自動車販売店や自動車用品店などのドライバーが利用する店舗では、エコドライブの啓発に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20~22)	中期(H23~26)	長期(H27~29)
エコドライブ講習会の受講者数	-	30	50	70
グリーン経営認証の取得事業所数	1	3	5	10

緑のカーテンとは、つる性の植物などで夏の窓辺を覆って日差しを和らげるものです。エアコンを利用する部屋ではエアコンの効率が良くなることになり、環境にも家計にもやさしいカーテンです。本市ではこれまでも笠間小学校などにおいて実施されてきました。

本事業では、この緑のカーテンを市内に普及させることにより冷房負荷を抑制し、省エネルギーに貢献すると共に、市内における緑を豊かにし、潤いのある環境を創出していくこともねらいとしています。

実施内容

< 緑のカーテンの推進 >

- ・ 市庁舎や学校等公共施設において植物を利用した「緑のカーテン」の設置を推進します。
- ・ 市民、事業者、学校等から「緑のカーテン」の取組を募集し、環境シンポジウム等の環境関連イベント時に紹介します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 家庭における「緑のカーテン」や生け垣の設置に努めます。

(事業者)

- ・ 事務所等における「緑のカーテン」や事業所敷地周辺の緑化に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
公共施設等における「緑のカーテン」の設置数	1	3	4	5



緑のカーテンの設置例(1)



緑のカーテンの設置例(2)

市役所は多くの職員と多くの施設を抱える市内でも有数の事業者・消費者であり、その活動に伴う環境負荷も相当に大きいものです。また行政として、市民や事業者に対して環境保全の取組を促すリーダーとしての立場もあります。

市役所は日常の事務・事業において率先して環境負荷の低減に努めていく必要があることから、本事業では、グリーン購入の推進や施設の省エネルギー化など、市役所自身ができる環境保全の取組を率先して実施していきます。

実施内容

< 市役所地球温暖化対策率先実行計画の推進 >

- ・ 市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制対策を定めた「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、率先的に地球温暖化防止に取り組みます。

< グリーン購入の推進 >

- ・ 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入する「グリーン購入」を推進します。

< 公共施設における省エネルギー化の推進 >

- ・ 庁舎や学校等の公共施設の整備にあたっては、省エネルギー型の設備・機器や高効率ヒートポンプ などの高効率機器の導入を推進します。

市民・事業者の役割

(事業者)

- ・ 市役所の取組などを参考にしつつ、職場における省エネルギーやグリーン購入等に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減	約5,294t-CO ₂ (H18年度実績)	注	注	注

注 現在、平成20年3月を目処に市役所職員が率先して温室効果ガス排出抑制に取り組むための計画「笠間市役所地球温暖化対策実行計画」を策定中。この中で削減目標を検討中であり、今後反映する。



市役所 本所



市役所 笠間支所



市役所 岩間支所

環境保全について自ら考え、行動できる人を育てるため、近年、環境学習の重要性がますますクローズアップされています。

そこで笠間市の環境を将来にわたって保全していく人を育むことを目的とし、家庭、学校、地域、事業者等における環境教育・環境学習を推進するため、以下の事業を推進します。

5.1 環境学習推進事業

【環境保全課、学務課、生涯学習課、農政課、農村整備課】

本市では各学校の創意工夫により環境学習が積極的に行われています。また、生涯学習の場においても様々な側面から環境学習が積極的に行われています。

今後、さらに質の高い環境学習を効率的・効果的に実施していくため、本事業では以下の取組を実施していきます。

実施内容

<総合的・計画的な環境学習の実施>

- ・ 家庭、地域、学校、事業者、市民団体、行政など各主体の役割に応じた環境教育を総合的かつ計画的に推進するため、現在の実施状況を把握すると共に、今後の各主体の環境学習のあり方などについて協議し、方針を整理します。

<学習プログラムの充実>

- ・ 自然観察や農業・林業体験など、地域の自然に親しみ学ぶことができる体験型学習の場や、環境学習のメニュー・プログラムの整備・充実を図ります。

<環境フォーラムの実施>

- ・ 日頃の環境保全活動や環境学習成果を披露する場として、市民懇談会と連携し、環境フォーラムを開催し、支援します。

市民・事業者の役割

(市民)

- ・ 市や市民団体が実施する環境イベントや体験学習プログラムに参加・協力します。
- ・ 環境フォーラムの開催に協力するとともに、積極的に日頃の環境保全活動や環境学習の成果を披露します。

(事業者)

- ・ 市や市民団体が実施する環境イベントや体験学習プログラムに協力します。
- ・ 環境フォーラムの開催を支援・協力します。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
環境フォーラムの参加者数	120(H17)	200	200	250
環境学習イベント参加者数	-	300	300	300

市内には多くの市民団体が存在し、それぞれの団体の創意工夫により、様々な環境保全に関する活動が行われています。こうした活動を市としても支援・促進し、活動の輪を全市的に広げていくため、本事業では以下の取組を実施します。

実施内容

< 市民の環境保全活動への支援 >

- ・ 環境保全活動を行っている市民団体等の組織と活動内容を把握するとともに、活動内容の広報や参加希望者への紹介・斡旋等交流組織をつくるなど、活動支援団体間の連携・情報交換を促進します。

< 環境保全に取り組む団体等への顕彰 >

- ・ 環境保全活動に熱心に取り組む民間団体・企業等を顕彰します。

< 環境保全活動の核となるリーダー育成 >

- ・ コミュニティ活動のリーダーを養成するため、自治会などと連携し、地域地区単位による環境保全に関する出前講座や各種講習会等を実施します。
- ・ 市民講師の登録制度を普及し、環境カウンセラーなど地域の環境資源に精通した方を環境学習の講師・指導者として育成活用します。

市民・事業者の役割

- ・ 地域で行われる出前講座や各種講習会等に参加・協力します。
- ・ 交流組織を通じた他の市民団体等との連携や情報交換に努めます。

取組指標

取組指標	現況	短期(H20～22)	中期(H23～26)	長期(H27～29)
環境分野の市民講師登録者数	4	10	15	20



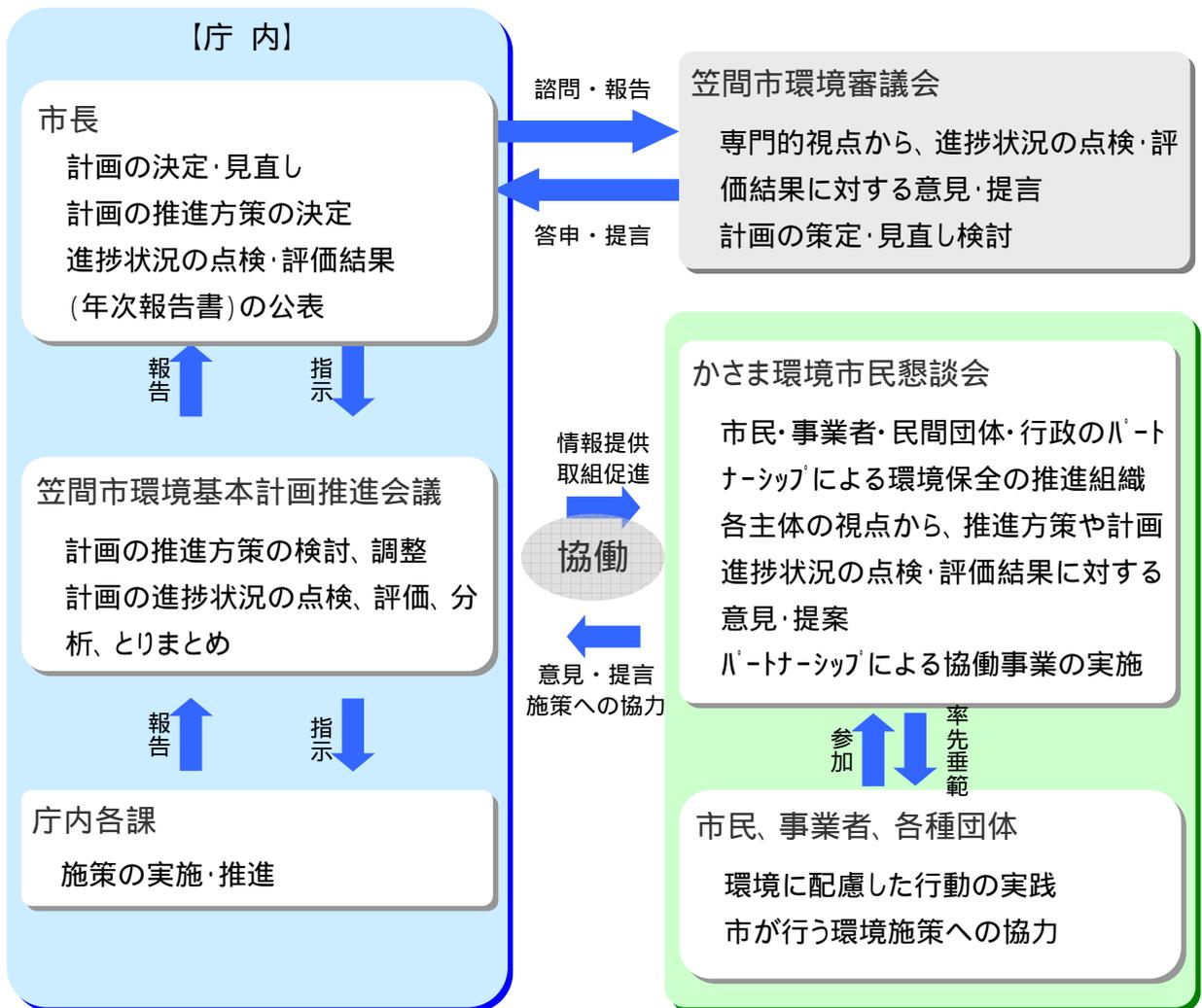
河川清掃活動

第6章 計画の実現性を確保するために

6 - 1 計画の推進

1) 推進体制

計画の実効性を高め、効果的に推進していくため、市民、事業者、民間団体、市のパートナーシップのもとで、それぞれが与えられた役割を自主的に果たすための仕組みづくりに努めます。



笠間市環境審議会

環境審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について、専門的かつ広範な視点から調査審議する機関として設置され、市民、有識者、各種団体代表などによって構成されています。

公正な立場から本計画の進捗状況を審議するとともに、必要に応じて課題や実施方針等についての提言を行います。

笠間市環境基本計画推進会議

本計画に掲げた施策の効果的推進及び全庁的な合意形成を図るため、庁内各課の職員で構成される笠間市環境基本計画推進会議を設置し、各課の横断的な連携のもと総合的・計画的な視点から、環境施策の推進に努めます。また、計画の進捗状況をとりまとめ、市長に報告します。

かさま環境市民懇談会

市民・事業者・民間団体・行政の各主体の協働のもとで計画を推進するためのパートナーシップ組織。お互いの役割を理解・尊重しつつ、各主体それぞれの視点から、市の施策や事業の実施状況及び計画全体の進捗状況などに対して意見や提案を行います。

また、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動の率先垂範に努め、地域や事業所の範となるように努めるとともに、市の環境施策に対して市民、事業者、民間団体の立場から協力します。

(2) 各種計画との連携

本計画は、環境の保全及び創造に関する市の最も基本となる計画であり、本計画と市の他の行政計画との間では、環境の保全等に関しては本計画との整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考】 笠間市環境基本条例 第10条 - 環境基本計画との整合 -

市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的計画的に行わなければならない。

(3) 環境基本計画年次報告書の作成

本計画に掲げる施策の実施状況や環境の状況などをとりまとめた環境基本計画年次報告書を毎年度作成し、次年度の取組に活かします。

【参考】 笠間市環境基本条例 第11条 - 年次報告 -

市長は、市の環境の状況、環境の保全及び創造等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(4) 周辺自治体との連携

地球環境問題のみならず、河川の水質浄化や廃棄物問題など、複雑化、多様化、広域化する今日の環境問題に対しては、広域的な視点に立ち、周辺自治体や県、国との連携のもとに、効果的な施策を展開していきます。

【参考】 笠間市環境基本条例 第19条 - 国及び他の地方公共団体との協力 -

市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

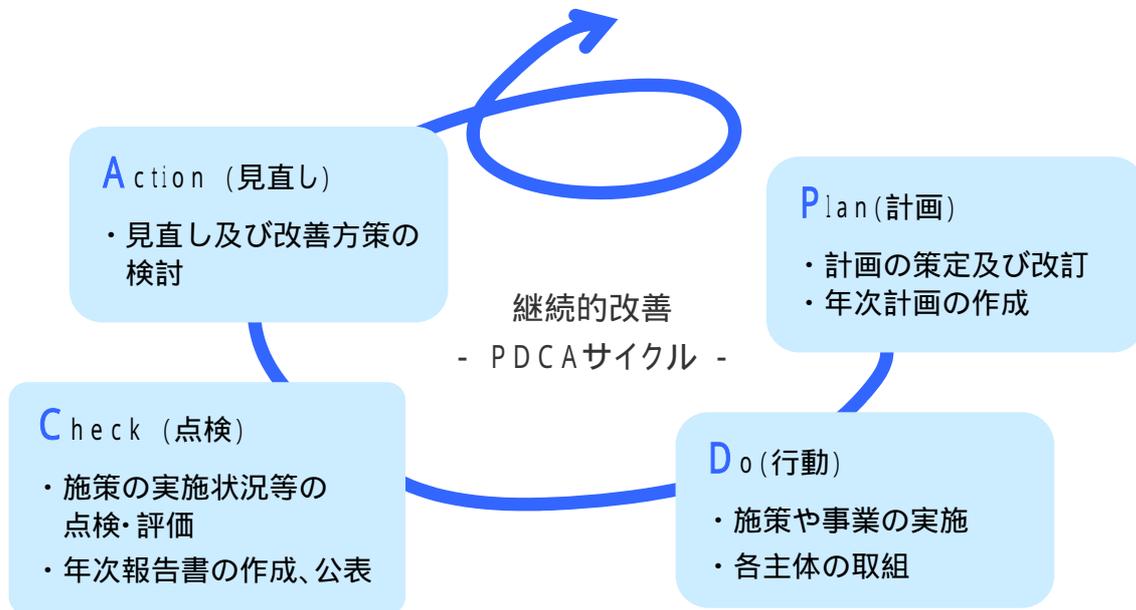
(5) 財源の確保

望ましい環境像の実現に向け、施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくため、適切な財政的措置を図ります。特に重点事業など、確実な実施が求められる取組については、市の財政状況を勘案し、国や県、各種法人などによる補助制度の活用を検討するなどしながら、適切な財源の確保に努めます。

また、施策の推進にあたっては、費用対効果を勘案するとともに、市民や事業者・民間団体の協力を得るなどして、効率的・効果的に実施するように努めます。

6 - 2 計画の進行管理

計画に基づく施策の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していくための進行管理方策として、Plan(計画)、Do(行動)、Check(点検)、Action(見直し)のPDCAサイクルを基本とした進行管理体制を整備します。



Plan(計画) / 計画の策定及び改訂

市は本計画を策定し、広く市民へ公表するとともにその趣旨及び内容の周知に努めます。また、次年度以降は見直し及び改善方策等の検討結果を踏まえ、必要に応じて計画を改訂します。

Do(行動) / 計画に基づく施策の実施・推進

市民・事業者との協働のもと、市は計画に基づく施策を着実に実施・推進します。

Check(点検) / 環境の現況及び施策の実施状況等の点検・評価

市の環境の現況や、本計画に基づいて市が講じた環境施策の実施状況などについて点検・評価を行うとともに、その内容をとりまとめ「環境基本計画年次報告書」として公表します。あわせて報告書に対する意見等を広く市民より募集します。

Action(見直し) / 見直し及び改善方策の検討

上記の点検・評価結果及び環境審議会や市民・事業者からいただいた意見などを踏まえ、施策の実施が滞っている場合や、施策の効果が不十分であると考えられる場合には、原因を究明して計画の推進方策や施策内容を見直し、改善方策を検討します。

アスベスト (P49,50)

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺ガンの原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

雨水浸透ます (P59)

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするために道路側溝や雨どい下に設置する施設。

エコ・クッキング (P57,65,71,78)

環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。【買い物】環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参する等。【料理】省エネに配慮して調理する、ごみを出さないよう工夫する等。【片付け】環境に配慮した洗剤を使う等。

エコショップ制度 (P54,56,62,68,76)

ごみの減量化や資源化など地球環境保全に配慮した事業活動に取り組む店舗のこと。

エコドライブ (P11,60,62,71,80)

急発進や急加速、空ぶかしを避ける、アイドリングストップの実施など燃料の無駄の少ない運転を心掛けることや燃費のよい自動車の選択、相乗りなど、省エネルギーと排出ガス減少に役立つ運転のこと。

エコファーマー (P7,22,23,70)

「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農業従事者のこと。

環境カウンセラー (P66,84)

環境カウンセラーとは、市民活動や事業者の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境保全活動に関する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々。

環境チケット制度 (P53,54,76)

マイバッグを持参した消費者に環境チケット(1枚2円)を発行し、消費者が寄付したチケットにより市が社会福祉や学校の運営費を支出するというもの。

環境ホルモン (P49,50)

体内に入るとホルモンに似た働きをして生殖機能などに悪影響を与えるとされる化学物質の総称で、内分泌攪乱化学物質とも呼ばれる。

環境マネジメントシステム (P51,52,55,61)

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001、エコアクション21もその一つ。

キッズISO (P65)

子ども達が家庭や地域で電気・ガス・水道などの省エネ活動を行うプログラム。

グリーンツーリズム (P9,22,24,70)

みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

景観計画 (P27,28,32,33)

現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観形成に関する方針や行為の制限等を定める計画。

こどもエコクラブ (P65)

「こどもエコクラブ」とは、2人以上の仲間(メンバー)と、活動を支える1人以上の大人(サポーター)で構成されます。環境省では、平成7年度から「こどもエコクラブ」事業を通じて、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援しています。

住区基幹公園 (P30)

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする街区公園、主に近隣に居住する人の利用に供することを目的とする近隣公園、主に徒歩圏内に居住する人の利用に供することを目的とした地区公園の総称。

水田魚道 (P73)

水田と水路や河川を結ぶ魚道のこと。ほ場整備等により断たれてしまった水田と水路や河川との生息環境の連続性を取戻すために設けられることが多い。

3R運動 (P13,53,54,70,71,76)

Reduce(ごみの減量化) Reuse(再利用) Recycle(再生利用)を推進すること。

生物化学的酸素要求量(BOD) (P12,41)

河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きくなれば水質が汚濁していることを意味する。

ゼロエミッション (P55)

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用することに

より、最終的に廃棄物をゼロにすること。循環型社会における産業活動のモデルとして取組が広がりがつつある。

ダイオキシン類 (P49,50)

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称。ものの焼却等で非意図的に生成され、きわめて毒性が高いため問題になっている。

地産地消 (P24)

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

デポジット制度 (P54)

デポジット制度とは、製品価格に一定金額の「デポジット(預託金)」を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

透水性舗装 (P58,59)

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。

都市計画マスタープラン (P29,32,33,46)

市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にするとともに、地域別の整備方針などを明らかにし、都市計画の具体的な方針を策定するもの。

バイオディーゼル燃料(BDF) (P57)

植物油由来の軽油代替燃料のこと。ナタネやヒマワリなどの植物油及び天ぷらなどに使った後の廃油からでも精製できる。

バイオマス (P22,24)

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。

排水性舗装 (P12,45)

多孔質な表層から浸透させた雨水を直下の不透水層で路側の排水施設に排水させる舗装。

パークアンドライド (P62)

市街地の自動車交通量を減らすため周辺部に駐車場を整備し、そこでバス、自動車などに乗り継いで目的地に行く方式。

P R T R 法 (P49)

有害性が判明している化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

ビオトープ (P19,20,26,73)

野生生物が安定的に生息できる空間のこと。近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになってきている。

ヒートポンプ (P57,82)

温度の異なる二つの熱源を利用し、冷暖房などを行う装置。通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。温度差エネルギーの活用方法の一つ。

風致地区 (P6,27,28,29,30,70)

都市計画法に基づく地域地区の一種で、自然

の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地などで都市の風致を維持するために定められた地区のこと。建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採に制限がある。

ホルムアルデヒド (P50)

強い刺激臭のある引火性の気体で揮発性有機化合物(VOC)の一種。住宅用建材や家具の接着剤などに広く用いられているが、高温・高湿度条件下で揮発しやすくなり、人の皮膚や眼を刺激するなどの影響がある。

ボランティア U . D 監視員 (P38,75)

市民のボランティアによる不法投棄監視員のこと。(U. D = unlawful dump, 不法投棄)

里親制度 (P31,38,68,71,74)

ボランティアの市民や企業が「里親」になり、国・県・市町村が管理している道路や河川敷、公園などの区域を「養子」とみなして美化活動を行う仕組み。

緑の基本計画 (P29,30)

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画。

要請限度 (P31,38,68,71,74)

騒音規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請するものとされた騒音レベルのこと。

